

京都市立学校空調設備整備事業
事業契約書（案）

令和8年3月

京都市

京都市立学校空調設備整備事業
事業契約書（案）

- | | |
|----------------------------|--|
| 1 事業名 | 京都市立学校空調設備整備事業 |
| 2 事業の場所 | <u>別紙 1（本事業の対象校一覧）</u> 記載の小学校及び中学校の普通教室、特別教室及び管理諸室 |
| 3 契約期間 | 自 本事業契約締結日
至 令和 26 年 3 月 31 日 |
| 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯 | 原則、●曜日。ただし、別に定める場合はこの限りでない。
原則、平日の午後●時から午前●時まで。ただし、別に定める場合はこの限りでない。 |
| 5 契約金額 | 金●円
（うち消費税及び地方消費税の額 金●円。ただし、本事業契約の定めるところに従って金額の改定（増額又は減額）がなされた場合には、当該改定（増額又は減額）がなされた金額とする。また、総支払額等の内訳については、 <u>別紙 10（支払金額等）</u> に示すとおりとする。） |
| 6 契約保証金 | 第 12 条に規定するとおり |
| 7 解体工事に関する費用等 | <u>別紙 17（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項）</u> のとおり |

上記の事業について、京都市（以下「本市」という。）と●●（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づく京都市会の議決がなされた場合、これを本契約とする。京都市会の議決を得られない場合には、この仮契約は無効となり、本市は、これに起因又は関連する損害賠償の責めを負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

本市

住所 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
名称 京都市

京都市長 松井孝治

事業者

住所
名称

目次

第1章 用語の定義	1
第1条 (定義)	1
第2章 総則	5
第2条 (目的)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)	5
第4条 (本事業の概要)	5
第5条 (本事業遂行の指針)	6
第6条 (事業実施場所)	6
第7条 (契約期間)	6
第8条 (事業日程)	6
第9条 (事業者の資金調達)	6
第10条 (事業者が第三者に与えた損害)	7
第11条 (暴力団員等の排除措置)	7
第3章 契約保証金等	8
第12条 (契約保証金等)	8
第4章 整備対象設備の設計	10
第1節 事前調査	10
第13条 (事前調査)	10
第14条 (事前調査に関する第三者の使用)	11
第15条 (事前調査に関する責任)	11
第2節 整備対象設備の設計業務	11
第16条 (整備対象設備の設計)	11
第17条 (進捗状況の報告)	12
第18条 (設計業務に関する第三者の使用)	12
第19条 (設計に関する第三者の使用責任)	12
第20条 (設計の完了)	12
第21条 (本市の請求による設計の変更)	13
第22条 (事業者の請求による設計の変更)	14
第5章 整備対象設備の施工及び工事監理	14
第1節 総則	14
第23条 (整備対象設備の施工に関する基本方針)	14

第2節 事前調査	15
第24条（事前調査）.....	15
第3節 整備対象設備の施工業務及び工事監理業務	15
第25条（整備対象設備の施工）.....	15
第26条（施工に関する許認可及び届出等）.....	16
第27条（完成検査）.....	16
第28条（工事監理等）.....	16
第29条（事業実施場所の管理等）.....	17
第30条（施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用）.....	17
第31条（施工及び工事監理に関する第三者の使用責任）.....	17
第32条（整備対象設備の施工に伴う近隣対策等）.....	18
第33条（廃棄物の処理等）.....	18
第34条（アスベストの処理等）.....	18
第4節 本市による確認	19
第35条（本市による説明要求及び事業実施場所立会い等）.....	19
第36条（中間確認）.....	19
第37条（完成確認）.....	20
第5節 工期等の変更等	20
第38条（工期等の変更）.....	20
第39条（工期等の変更による費用等の負担及び違約金）.....	21
第40条（工期等の遅延による費用等の負担及び違約金）.....	21
第41条（工事の一時中止）.....	23
第42条（危険負担等）.....	23
第43条（契約不適合責任）.....	24
第44条（工事による建物等の不具合の補修責任）.....	25
第6章 空調設備等の引渡し及び所有権の移転等	25
第1節 操作マニュアルの作成	26
第45条（操作マニュアルの作成）.....	26
第2節 操作方法の説明等の実施	26
第46条（操作方法の説明等の実施）.....	26
第3節 空調設備等の引渡し及び所有権の移転	26
第47条（新設設備の引渡し）.....	26
第48条（空調設備等の供用開始）.....	26
第7章 空調設備等の性能保証	27

第1節 総則	27
第49条（空調設備等の性能保証に関する基本方針）	27
第2節 事前調査	27
第50条（事前調査）	27
第3節 空調設備等の性能保証業務	27
第51条（空調設備等の性能保証業務）	27
第52条（年度業務計画書等の提出）	28
第53条（報告書等の作成）	28
第54条（性能保証業務に関する第三者の使用）	29
第55条（性能保証に関する第三者の使用責任）	29
第8章 空調設備等の維持管理	29
第1節 総則	29
第56条（空調設備等の維持管理に関する基本方針）	29
第2節 事前調査	29
第57条（事前調査）	29
第3節 空調設備等の維持管理業務	30
第58条（空調設備等の維持管理業務）	30
第59条（年度業務計画書等の提出）	30
第60条（報告書等の作成）	31
第61条（維持管理業務に関する第三者の使用）	31
第62条（維持管理責任）	31
第4節 新設設備の修繕及び代替品の調達等	32
第63条（新設設備の修繕及び代替品の調達等）	32
第5節 空調設備等の使用に関する支援等	32
第64条（新設設備の取扱方法、操作方法等についての支援）	32
第65条（新設設備の稼動時間の計測）	32
第66条（エネルギー使用量の計測等）	32
第67条（空調設備等の効率的な使用のための支援）	33
第68条（空調設備等の取扱等の変更時における支援）	33
第9章 早期更新業務	33
第69条（早期更新業務）	33
第10章 移設等業務	34
第70条（移設等業務）	34

第 71 条 (移設等に要する費用の負担)	34
第 72 条 (移設等に伴う対価の見直し)	34
第 11 章 モニタリング	35
第 73 条 (維持管理業務等についてのモニタリング)	35
第 12 章 対価の支払い	35
第 74 条 (設計・施工等のサービス対価の支払い)	35
第 75 条 (維持管理等のサービス対価の支払い)	36
第 76 条 (対象校等の変動及びこれに伴うサービス対価の改定)	36
第 77 条 (物価変動による設計・施工等及び維持管理等のサービス対価の改定)	36
第 78 条 (対価の支払方法)	36
第 79 条 (モニタリングによる対価の減額)	37
第 80 条 (対価の返還)	37
第 13 章 契約の終了等	37
第 81 条 (本市による契約解除)	37
第 82 条 (独占禁止法違反等を理由とする本市による契約解除)	41
第 83 条 (事業者による契約解除)	44
第 84 条 (学校の再編整備等に伴う一部解除)	46
第 85 条 (任意解除権の留保)	48
第 86 条 (不可抗力事由に基づく解除)	48
第 87 条 (本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合等の解除)	49
第 88 条 (空調設備等の本事業契約終了時の状態)	49
第 14 章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等	50
第 89 条 (不可抗力事由による契約内容の変更等)	50
第 90 条 (不可抗力事由による増加費用又は損害の負担)	51
第 91 条 (法令改正等による契約内容の変更等)	51
第 92 条 (法令改正等による増加費用又は損害の負担)	51
第 15 章 その他	52
第 93 条 (関連工事との調整)	52
第 94 条 (協議等)	52
第 95 条 (公租公課の負担)	52
第 96 条 (契約上の地位等の譲渡)	52
第 97 条 (秘密保持)	53
第 98 条 (著作権等)	54
第 99 条 (特許権等)	54
第 100 条 (付保すべき保険等)	54

第 101 条 (融資機関との協議)	55
第 102 条 (遅延損害金)	55
第 103 条 (請求、通知等の様式等)	55
第 104 条 (準拠法)	55
第 105 条 (管轄裁判所)	55
第 106 条 (定めのない事項等)	55
別紙 1 本事業の対象校一覧	56
別紙 2 日程	61
別紙 3 遵守すべき法制度等	62
別紙 4 提出書類	65
1. 設計業務に係る提出書類	65
(1) 着手前に提出する書類	65
(2) 設計中に提出する書類	65
(3) 設計完了時(対象校ごと)に提出する書類	65
2. 施工業務に係る提出書類	66
(1) 着手前に提出する書類	66
(2) 各対象校の施工中に提出する書類	66
(3) 各対象校の引渡し時・施工完了時に提出する書類	67
3. 工事監理業務に係る提出書類	68
(1) 着手前に提出する書類	68
(2) 工事監理中に提出する書類	68
(3) 完了時に提出する書類	68
4. 性能保証業務に係る提出書類	69
(1) 着手前に提出する書類	69
(2) 性能保証期間中に提出する書類	69
5. 維持管理業務に係る提出書類	69
(1) 着手前に提出する書類	69
(2) 維持管理期間中に提出する書類	69
別紙 5 性能保証業務・維持管理業務の内容	70
別紙 6 性能保証業務計画書・維持管理計画書、年度業務計画書及び年度収支計画書	71
別紙 7 月報及び半期報告書	72
別紙 8 年度業務報告書及び年度収支報告書	73
別紙 9 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法	74

別紙 10	支払金額等	86
1.	契約期間全体の支払金額及びその内訳	86
2.	支払金額並びにその内訳	86
(1)	各期の支払総額	86
(2)	設計・施工等のサービス対価の各期支払い金額	87
(3)	維持管理等のサービス対価の各期支払い金額	88
別紙 11	サービス対価の支払方法	90
1.	サービス対価の構成	90
2.	サービス対価の支払い方法	90
(1)	サービス対価 A 及びサービス対価 B (設計・施工等のサービス対価)	91
(2)	サービス対価 C (維持管理等のサービス対価)	91
別紙 12	設計・施工等のサービス対価の改定方法	92
1.	対象室数の変更に伴う改定	92
(1)	改定方法	92
2.	基準金利に基づく改定	92
(1)	改定方法	92
3.	物価変動に基づく改定	92
(1)	着工前における改定	92
(2)	施工期間中における改定	93
4.	消費税法変更に基づく改定	94
5.	その他	94
別紙 13	維持管理等のサービス対価の改定方法	95
1.	対象室数の変更等に伴う改定	95
2.	物価変動に基づく改定	95
(1)	令和 9 年度における維持管理等のサービス対価の改定	95
(2)	令和 10 年度以降の維持管理等のサービス対価の改定	95
3.	消費税法変更に基づく改定	96
4.	その他	96
別紙 14	不可抗力による増加費用又は損害の負担割合	97
別紙 15	保険契約	98
別紙 16	契約不適合責任に関する保証書の様式	100
別紙 17	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項	102

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本事業契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

【当事者】

- (1) 「落札者」とは、本事業の入札手続において、本事業を実施する者として選定された、代表企業である●●及びその他の構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●により構成される企業グループをいう。
- (2) 「代表企業」とは、落札者を構成する法人のうち、構成員であり、かつ落札者を代表して応募手続を行う●●をいう。
- (3) 「構成員等」とは、構成員及び協力企業を個別に又は総称していう。
- (4) 「構成員」とは、落札者を構成する法人のうち、事業者に出資を行う●●及び●●をいう。
- (5) 「協力企業」とは、落札者を構成する法人のうち、事業者に出資を行わない●●及び●●をいう。
- (6) 「設計企業」とは、事業者が、空調設備等の設計業務の全部又は一部を受託させる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- (7) 「施工企業」とは、事業者が、空調設備等の施工業務の全部又は一部を請け負わせる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- (8) 「工事監理企業」とは、事業者が、空調設備等の工事監理業務の全部又は一部を受託させる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- (9) 「維持管理企業」とは、事業者が、新設設備、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務の全部又は一部を受託させ又は請け負わせる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- (10) 「融資機関」とは、本事業に関して事業者に融資する銀行、信託銀行、保険会社、証券会社等の金融機関その他事業者に融資する全ての企業をいう。

【対象業務等】

- (11) 「設計業務」とは、本事業のうち、施工に係る設計業務その他の空調設備等の設計に係る業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (12) 「施工業務」とは、本事業のうち、空調設備等の施工業務その他の空調設備等の施工に係る業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (13) 「工事監理業務」とは、本事業のうち、施工に係る工事監理業務その他の空調設備等の工事監理に係る業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (14) 「所有権移転業務」とは、本事業のうち、空調設備等の所有権の移転に係る業務

及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。

- (15) 「性能保証業務」とは、本事業のうち、空調設備等に対してメーカーが定める能力を発揮できる状態を保つための業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (16) 「維持管理業務」とは、本事業のうち、空調設備等の維持管理業務その他の空調設備等の維持管理に係る業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (17) 「早期更新業務」とは、本事業のうち、その対象校につき早期更新が必要であると本市が判断した場合において事業者が他の対象校に先行して実施する設計・施工等に係る業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (18) 「移設等業務」とは、本事業のうち、対象校の学級増及び統廃合その他の理由により移設等が必要と本市が判断した場合において事業者が実施する空調設備等の移設等に係る業務及びその関連業務をいい、詳細は要求水準書において定める。
- (19) 「移設等」とは、契約期間中に生じた対象校の学級増、統廃合、移転、改築・改修工事、設備工事等により必要となる新設設備の撤去、移設、増設、保管、廃棄等をいう。
- (20) 「業務水準」とは、本事業の各業務に係る、実施方針等、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答、事業提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいう。ただし、事業提案書類の記載が実施方針等その他書類における水準を上回る部分については、当該事業提案書類の水準をもって業務水準とする。
- (21) 「設計・施工等のサービス対価」とは、本事業契約に定める整備対象設備の設計、施工、工事監理及びこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう（設備整備費相当額）。
- (22) 「維持管理等のサービス対価」とは、本事業契約に定める新設設備の性能の維持に必要な業務、新設設備の運用に係るデータ計測・記録業務、アドバイス業務、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務及び法定点検業務、新設設備、更新対象設備及び更新対象外設備に係る緊急時対応業務、事業期間中の早期更新業務に係る準備費用並びにこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう（維持管理等費相当額）。

【対象施設等】

- (23) 「対象校」とは、別紙1（本事業の対象校一覧）に記載する京都市内の小学校、中学校及び義務教育学校を個別に又は総称していう。
- (24) 「対象室」とは、対象校の普通教室、特別教室及び管理諸室をいう。
- (25) 「事業実施場所」とは、対象校の普通教室、特別教室、管理諸室、室外の機器施工場所及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。

- (26) 「空調稼働時間」とは、対象室において空調設備等が運転状態にある時間をいう。
- (27) 「空調設備等」とは、本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備及びその他の一切の設備等をいう。
- (28) 「整備対象設備」とは、空調設備等のうち、新設設備、更新対象設備及び更新対象外設備をいう。
- (29) 「新設設備」とは、空調設備等のうち、本事業において更新により設置される設備で、性能保証業務及び維持管理業務の対象となる設備をいう。なお、本事業における空調設備等の更新において再利用された配管設備、電気設備、ガス設備等も新設設備に含まれる。
- (30) 「更新対象設備」とは、空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象となり、事業開始から撤去されるまでの間は、維持管理業務の対象にもなる設備をいう。
- (31) 「更新対象外設備」とは、空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる設備をいう。なお、事業期間中に本事業とは別に更新が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含まれる。

【書類】

- (32) 「事業指針」とは、本事業契約、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び事業提案書類をいう。
- (33) 「実施方針等」とは、本事業に関し、令和8年1月16日に公表された「京都市立学校空調設備整備事業 実施方針」及び要求水準書（案）（公表後の変更を含む。）をいう。
- (34) 「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」とは、実施方針等に関して提出された質問書を基に本市が作成し、公表した回答書をいう。
- (35) 「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集その他入札に際して本市が公表した資料（公表後の変更を含む。）一式をいう。
- (36) 「入札説明書」とは、本事業に関し、令和8年3月13日に公表された「京都市立学校空調設備整備事業 入札説明書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (37) 「要求水準書」とは、本事業に関し、令和8年3月13日に公表された「京都市立学校空調設備整備事業 要求水準書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (38) 「入札説明書等に関する質問への回答」とは、入札説明書等に関して提出された質問書を基に本市が作成し、公表した回答書をいう。
- (39) 「事業提案書類」とは、落札者が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をい

う。

- (40) 「各種共通仕様書等」とは、**別紙3（遵守すべき法制度等）**に記載する仕様書等をいう。
- (41) 「財務書類」とは、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第1条において、公認会計士の監査を受けなければならないとされている書類及びそれらに対する公認会計士の監査報告書をいう。

【その他】

- (42) 「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (43) 「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本事業と類似のサービスを提供する空調設備等の設置、維持管理等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等をいい、本事業に直接関係する新税の制定並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び事業者に対して一般に適用される法令等の変更は含まれないものとする。
- (44) 「不可抗力事由」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）で、本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。ただし、法令の変更及び物価変動は、不可抗力事由に含まれないものとする。また、新型コロナウイルス感染症についても、その拡大等を原因とする本事業契約の締結時において通常見込み可能な機器の納期遅延、材料確保困難からの工期遅延等は、不可抗力事由による事象に含まれないものとする。
- (45) 「本件国庫交付金」とは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第1項の規定に基づく学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年文科施第3号文部科学大臣裁定）に定める学校施設環境改善交付金（その後に変更があった場合は変更後の交付金）をいう。
- (46) 「本事業契約上の秘密」とは、本市及び事業者が本事業契約上の義務の履行又は本事業契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本事業契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本事業契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (47) 「事業年度」とは、各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。
- (48) 「上期」とは、各年の4月1日から9月30日までをいう。

- (49) 「下期」とは、各年の10月1日から翌年3月31日までをいう。
- (50) 「本市の休日」とは、京都市の休日を定める条例（平成元年京都市条例第5号）第1条第1項各号に規定する本市の休日をいう。
- (51) 「暴力団」とは、京都市暴力団排除条例（平成24年京都市条例第45号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (52) 「暴力団員」とは、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
- (53) 「暴力団員等」とは、暴排条例第2条第4号に規定する者をいう。

第2章 総則

（目的）

第2条 本事業契約は、本市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）

第3条 事業者は、本事業が、京都市内の小学校、中学校及び義務教育学校の対象室を対象として行われる事業であり、高度の公共性を有すること、及び本市が対象校の対象室の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 本市は、本事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

3 事業者は、本市が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他本市が必要とする事項について、事業者の費用負担にて、合理的な範囲で協力するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、性能保証、維持管理、事業期間中における早期更新及び所有権移転後の移設等に係る業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

2 本市は、本事業の対象とする対象校若しくは対象室又は空調設備等について、学級増及び統廃合その他の諸般の事情の変動に応じて合理的に変更することができる。本市が当該変更を決定した場合、事業者は、以後当該決定に従って本事業における各業務を実施するものとする。なお、この場合、第76条（対象校等の変動及びこれに伴うサービス対価の改定）の規定に従い、設計・施工等のサービス対価及び維持管理等のサービス対価の改定を行う。

(本事業遂行の指針)

- 第5条 本市及び事業者は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。
- 2 本事業契約と本事業契約を除く事業指針との間に内容の相違がある場合、本事業契約の内容が優先する。
 - 3 本事業契約に記載のない事項について事業指針の書類相互間に内容の相違がある場合における優先関係は、以下の順に従うものとする。
 - (1) 入札説明書等に関する質問への回答
 - (2) 入札説明書等
 - (3) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答
 - (4) 実施方針等
 - (5) 事業提案書類
 - 4 前項各号の同一順位の書類間に内容の相違がある場合における優先関係は、本市が合理的に定める。ただし、前項第5号の事業提案書類間における内容に相違がある場合については、本市は事前に事業者と協議した上で判断するものとする。また、事業提案書類の水準が前項第1号から第3号までに記載された水準を上回る部分については、事業提案書類の記載が優先する。
 - 5 事業者は、本事業の遂行に当たっては、京都市立学校空調設備整備事業検討委員会の意見及び本市の要望事項を可能な限り尊重するものとする。

(事業実施場所)

- 第6条 本事業を実施する場所は、別紙1（本事業の対象校一覧）に記載する対象校の対象室、室外の機器施工場所及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所とする。
- 2 学校の再編整備等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、事業者は、本市の指示に従い、事業実施場所を変更する。

(契約期間)

- 第7条 本事業契約の期間は、京都市会の議決により本事業契約の効力が生じた日から令和26年3月31日までとする。

(事業日程)

- 第8条 本事業は、別紙2（日程）の日程に従って実施されるものとする。

(事業者の資金調達)

- 第9条 本事業について事業者のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、本事業契約において別段の定めがある場合を除き、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

- 2 事業者は、本事業に関する資金調達に関して、国等の公的機関からの財政上及び金融上の支援（当該支援以外の事業者の資金調達に支障を来たさない範囲のものをいう。以下同じ。）が適用される場合には、活用を検討するものとする。
- 3 本市は、本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、事業者が当該支援を受けることができるよう努めるものとする。

（事業者が第三者に与えた損害）

第 10 条 事業者が本事業の実施に起因又は関連して第三者に損害を与えた場合、事業者は、本事業契約に基づき事業者の負担すべ毀損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 本市は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に事業者に通知するものとし、本市が第三者に対する賠償を行ったときは、事業者に対し、賠償した金額を求償することができる。事業者は、本市からの請求を受けた場合、速やかにその全額を支払わなければならない。

（暴力団員等の排除措置）

第 11 条 本市は、事業者及び構成員等（以下「事業者ら」という。）が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、京都府警察本部長（以下、本条において「本部長」という。）又は京都府下の各警察署長（以下、本条において「警察署長」という。）に対して照会を行うことができる。事業者らは、本市の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項に係る情報を提供しなければならない。

- (1) 役員等（事業者らの役員又はその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、本条において同じ。）が暴力団員であること。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (6) 請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められること。
- 2 本市は、本部長又は警察署長から前項各号に該当する旨の回答又は通報（以下、本条において「回答等」という。）を受けた場合、その回答等の内容について、京都府にお

いて暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関若しくは団体に対し、当該情報を提供することができるものとする。

- 3 事業者らは、本事業に係る業務を第三者に行わせようとする場合、暴力団員等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を本市に報告しなければならない。
- 4 事業者らは、本事業に係る業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を本市に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 事業者らは、本事業の実施に当たり、暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を本市に報告するとともに警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等から不当介入を受けたときも同様とする。
- 6 本市は、事業者らが本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、事業者に対し、当該第三者との間で契約を締結し、若しくは構成員等をして締結させないよう、又は既に当該第三者と契約を締結している場合にあつては、当該契約を解除し、若しくは構成員等をして解除させるよう、求めることができる。
- 7 本市は、本条に基づき、事業者ら及び第三者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

第3章 契約保証金等

（契約保証金等）

第12条 事業者は、契約保証金として、次の各号に掲げる金額の合計額を本市に納付しなければならない。なお、第1号における設計・施工等のサービス対価は別紙10（支払金額等）による。

- （1）設計・施工等のサービス対価相当額の合計額の10%相当額以上の金額
- （2）各事業年度の維持管理等のサービス対価相当額の10%相当額以上の金額（なお、初年度は令和9年度の維持管理等のサービス対価相当額の10%相当額以上の金額とする。）

- 2 前項第1号の契約保証金の納付時期は、本事業契約締結と同時とする。前項第2号の契約保証金の納付時期は、初年度は性能保証業務及び維持管理業務が開始されるまでとし、翌年度以降は、各事業年度の開始日までとする。なお、事業者は、前項第2号の契

約保証金について、既に預託している契約保証金の全部又は一部を翌事業年度の契約保証金に充当することができるものとし、この場合においては、充当金額が当該年度に預託すべき契約保証金額に不足する場合に、その差額を当該事業年度の開始日までに預託すれば足りるものとする。

- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、事業者に戻還する。ただし、当該時期が到来した場合であっても、本市は、事業者の本事業契約の債務不履行に基づく損害金、本事業契約の解除による違約金及び損害金等の本市の事業者に対する金銭債権が発生し、又は発生する具体的な可能性が存する場合には、本市は、その返還を留保することができるものとする。
 - (1) 第1項第1号の契約保証金については、全ての対象校での引渡し完了後、事業者の請求を受けてから速やかに
 - (2) 第1項第2号の契約保証金については、翌事業年度の契約保証金の納付を受けた後、事業者の請求を受けて速やかに（前項なお書により翌事業年度の契約保証金に充当する場合には、本事業契約の終了後、事業者の請求を受けて速やかに。ただし、充当後に生じた余剰部分については、翌事業年度の開始日以降、事業者の請求を受けてから速やかに）
- 4 事業者は、第1項の契約保証金の納付に代えて、次に掲げる担保を本市に提供することができる。
 - (1) 日本国債（ただし、額面総額の90%に相当する金額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）
 - (2) 京都市債（ただし、額面総額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）
 - (3) 前二号に掲げるもの以外の公債証券又は本市の市長が適当と認める有価証券（ただし、額面総額の80%に相当する金額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）
- 5 事業者が、次の各号に従い締結されたいずれかの履行保証保険の保険証券を本市に提出したときは、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
 - (1) 本事業契約の履行を保証する本市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を本市に提出したとき。
 - (2) 施工企業をして、事業者との工事請負契約の履行を保証する事業者を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険金請求権に本事業契約に基づき事業者が本市に対して負担する金銭債務（第81条（本市による契約解除）第5項の違約金支払債務を含むが、これに限られない。）の履行を担保する質権を設定し、保険証券を本市に提出したとき。なお、質権設定の費用は全て事業者が負担する。

- 6 事業者が、次の各号に従い締結されたいずれかの履行保証保険の保険証券のいずれかを本市に提出したときは、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
- (1) 本事業契約の履行を保証する本市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を本市に提出したとき。
 - (2) 維持管理企業をして、事業者との業務委託負契約の履行を保証する事業者を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険金請求権に本事業契約に基づき事業者が本市に対して負担する金銭債務（第81条（本市による契約解除）第5項の違約金支払債務を含むが、これに限られない。）の履行を担保する質権を設定し、保険証券を本市に提出したとき。なお、質権設定の費用は全て事業者が負担する。
- 7 第5項及び前項の履行保証保険は、毎事業年度において更新することもできるものとする。
- 8 本市は、第1項により納付された契約保証金、第4項により契約保証金の代わりに本市に提供された有価証券等の換価金並びに第5項及び第6項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金を、事業者の本事業契約の債務不履行に基づく損害金、本事業契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。本市が当該充当を行った場合において、本事業契約の全部につき解除がなされていないときは、事業者は、充当の通知を受けた日から7日以内に、契約保証金又は有価証券等を、第1項に規定する額まで補填するものとする。

第4章 整備対象設備の設計

第1節 事前調査

（事前調査）

- 第13条 事業者は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、本事業契約締結後、整備対象設備の設計その他本事業契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。
- 2 事業者は、前項の事前調査に当たっては、学校教育活動等に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、本市と十分協議し、実施するものとする。
 - 3 事業者が事前調査を実施する場合、現地の確認等簡易な調査を除き、調査計画書を作成し、本市に提出してその確認を受けなければならない。また、事業者は、事前調査の終了後に調査報告書を作成し、本市に提出してその確認を受けなければならない。なお、これらの提出時期については、実施する調査内容に応じて本市と事業者が協議して決定する。

- 4 事業者が第1項の事前調査を行った結果、事業実施場所が整備対象設備の施工に支障を来たす状態にあることが判明した場合、本市と事業者は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとする。
- 5 前項の協議の結果として本市が承諾した場合、本市は、事業者が実施した除去修復に起因して事業者が発生した増加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求する。
- 6 第4項の場合において、事業者が、**別紙4（提出書類）**「2」「(1)」に記載の施工計画書及び予定工程表記載の工期又は第48条（空調設備等の供用開始）に規定する供用開始時（以下「施工計画書記載の工期等」という。）を遵守できないことを理由として、本市に対し、その変更を請求したときは、本市と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとし、当該協議が調わない場合には、第38条（工期等の変更）第3項の規定に従うものとする。

（事前調査に関する第三者の使用）

第14条 事業者は、前条（事前調査）の事前調査業務を行うに当たって、構成員等が第三者を使用する場合（当該第三者がさらに第三者を使用する場合を含む。）、事前に当該第三者の概要を本市に届け出てその承諾を得なければならない。

（事前調査に関する責任）

第15条 事業者が、第13条（事前調査）の規定により構成員等によって実施させた調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は事業者が負担するものとし、本市は当該不備、誤り等に起因して発生する一切の増加費用を負担しない。

- 2 前条（事前調査に関する第三者の使用）の事前調査業務に関する第三者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、事前調査業務に関して事業者又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。
- 3 入札説明書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、本市は、当該資料の提供を理由として、本事業契約に基づいて事業者が行う業務の全部又は一部につき何らの責任も負担するものではない。

第2節 整備対象設備の設計業務

（整備対象設備の設計）

第16条 事業者は、本事業契約の締結後速やかに、法令を遵守の上、事業指針及び各種共通仕様書等に基づき、前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、設計企業をして、本市との十分な協議をさせた上で整備対象設備の設計を行わせるものとする。

- 2 事業者は、設計業務の開始前に、**別紙4（提出書類）**「1」「(1)」に定める書類を本市に提出する。
- 3 事業者は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、設計企業をして第1項所定の設計を行わせるとともに、新設設備及び移設に係る更新対象外設備の設置場所については、本市と協議の上、本市の指示に従うものとする。
- 4 事業者は、本章に規定する整備対象設備の設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、設計企業をして、その時期及び実施方法等について事前に本市と十分に協議させ、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

(進捗状況の報告)

第17条 事業者は、本市に対し、各事業実施場所についての整備対象設備の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

- 2 本市は、整備対象設備の設計の進捗状況に関して、適宜、事業者に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 本市は、前二項に基づき事業者から報告を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。
- 4 本市は、前各項の報告の受領、指摘事項又は意見の伝達を理由として、整備対象設備の設計及び施工の全部又は一部につき何らの責任も負担するものではない。

(設計業務に関する第三者の使用)

第18条 事業者は、設計企業をして、整備対象設備の設計業務の一部に限り第三者に再委託させることができ、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 事業者は、整備対象設備の設計業務を行うに当たり設計企業が第三者を使用する場合（当該第三者がさらに第三者を使用する場合を含む。）、事前に本市に届け出てその承諾を得なければならない。

(設計に関する第三者の使用責任)

第19条 事業者は、整備対象設備の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

- 2 前条（設計業務に関する第三者の使用）の整備対象設備の設計業務に関する第三者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、整備対象設備の設計業務に関して事業者又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

(設計の完了)

第 20 条 事業者は、整備対象設備につき対象校単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、本市に対し、速やかに別紙 4（提出書類）「1」「(3)」に定める書類等を提出する。

- 2 本市は、別紙 4（提出書類）「1」「(1)」及び「(3)」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 事業者が前項の規定による通知を受領した場合、事業者は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を本市に報告し、本市は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、整備対象設備の施工の遅延が見込まれる場合の第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する整備対象設備の供用開始時の変更及びその変更による費用等の負担は、第 38 条（工期等の変更）第 2 項及び第 39 条（工期等の変更による費用等の負担及び違約金）を準用するものとする。
- 5 本市は、第 1 項の書類等の受領、第 2 項の通知又は第 3 項の確認を理由として、整備対象設備の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

（本市の請求による設計の変更）

第 21 条 本市は、必要があると認める場合、別紙 4（提出書類）「1」「(3)」に定める書類等の完成の前後を問わず、事業者に対し、第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する供用開始時の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、整備対象設備の設計変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、本市からの設計変更請求を受けてから速やかに、本市に対してその検討結果を通知しなければならない。本市は、当該検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。

- 2 本市が、第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する供用開始時の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、事業者は当該提案の是非及び費用負担について本市との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、本市との間で設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 前二項の規定に従い事業者が整備対象設備の設計変更を行った場合において、当該変更により事業者が増加費用又は損害が発生したときは、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求し、本市は当該増加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。また、当該設計変更により本事業契約に基づく事業者の業務に係る費用が増減した場合、第 12 章（対価の支払い）の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。

- 4 第1項又は第2項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第38条（工期等の変更）第1項及び第3項を準用する。

（事業者の請求による設計の変更）

第22条 事業者は、本市の書面による事前の承諾を得た場合を除き、整備対象設備の設計変更を行うことはできない。事業者が当該承諾を得ずに設計変更を行った場合、本市は、事業者に対し、施工企業をして、当該変更前の設計に従った整備対象設備へ補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定により事業者が本市の承諾を得て整備対象設備の設計変更を行う場合において、当該変更により事業者が増加費用又は損害が発生したときは、事業者が当該増加費用又は損害を負担する。ただし、本市が必要と認めた場合には本市が負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。また、当該設計変更により本事業契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、第12章（対価の支払い）の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。
- 3 第1項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第38条（工期等の変更）第2項を準用する。

第5章 整備対象設備の施工及び工事監理

第1節 総則

（整備対象設備の施工に関する基本方針）

第23条 事業者は、本章に規定する整備対象設備の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に本市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

- 2 事業者は、施工期間中の各事業実施場所における本市の発注に係る第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に本市に確認し、本市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行わなければならない。
- 3 事業者は、学校教育活動等に支障がないよう本市と十分協議の上、また、今後の学校の再編整備を十分考慮の上、**別紙4（提出書類）「2」「（1）」**に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。ただし、本市は、学校の再編整備に応じて、事業者に対し、**別紙4（提出書類）「2」「（1）」**に定める施工計画書及び予定工程表の変更を指示することができ、事業者はこれに応じなければならない。

- 4 本市は、事業者が請求した場合、学校の再編整備に関して事業者が必要とする情報を可能な範囲で速やかに開示する。また、本市は、事業者による施工計画書及び予定工程表の作成において、別途工事との調整等に関し、合理的な範囲で必要な協力を行う。

第2節 事前調査

(事前調査)

第24条 事業者は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、整備対象設備の施工及びその他本事業契約に定める業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 第13条(事前調査)第2項から第4項まで、第14条(事前調査に関する第三者の使用)及び第15条(事前調査に関する責任)の規定は前項の事前調査に準用する。

第3節 整備対象設備の施工業務及び工事監理業務

(整備対象設備の施工)

第25条 事業者は、施工企業をして、事業指針、別紙4(提出書類)「1」及び「2」に定める各書類等並びに別紙2(日程)の日程表に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、整備対象設備の施工を行わせなければならない。なお、事業者は、別紙4(提出書類)「2」に定める各書類等を、本市と協議の上、本市の定める提出期限までに本市に提出するものとする。

- 2 仮設、施工方法その他整備対象設備の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業提案書類及び別紙4(提出書類)「1」及び「2」に定める各書類等において特に提案されているものも含め、事業者が自己の責任及び費用において行うものとする。
- 3 既存設備の再使用は、全て事業者の責任において行うものであり、この場合においても、事業者は、本市に対し、既存設備を再使用せず新規に設備を設置する場合と同様の責任を負うものとする。ただし、本市が、建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管の再使用を許容した場合において、これに起因して機器の故障や性能劣化が生じたとき及び所定の能力が出なかったことが明らかなきはこの限りでなく、この場合の対応や費用負担については、本市と事業者が協議して定めるものとする。
- 4 事業者は、整備対象設備の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器等の既存物の移設が必要となる場合、本市と協議し、本市の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守の上、自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、本市が、機能回復等を不要としたものについてはこの限りでない。

- 5 事業者は、施工企業をして、第1項に規定する別紙4（提出書類）「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に従って整備対象設備の施工に着手させ、工事を遂行するものとする。
- 6 事業者は、施工企業をして、整備対象設備の施工期間中、事業実施場所に常に別紙4（提出書類）「2」「(2)」に定める書類のうち必要な書類を備置させなければならない。
- 7 本市は、事業者に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

（施工に関する許認可及び届出等）

第26条 事業者は、整備対象設備の施工に係る本事業契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切につき、自己の責任及び費用において行う。

- 2 事業者が本市に対して協力を求めた場合、本市は、事業者による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等につき、合理的な範囲で必要な協力を行うものとする。
- 3 事業者が、第1項の許認可の申請に当たり関係所轄官庁との間で協議を行った場合、当該協議録を作成及び保管し、本市からの請求に応じ、速やかにこれを提出するものとする。

（完成検査）

第27条 事業者は、対象校につき整備対象設備の施工が完了するごとに、対象校単位で整備対象設備の完成検査を行い、当該対象校につき設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

（工事監理等）

第28条 事業者は、工事監理企業をして、事業指針に基づき、整備対象設備に係る工事監理を実施させる。

- 2 事業者は、工事監理企業をして、整備対象設備の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、対象校に工事監理者を配置させ、配置後速やかに本市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4（提出書類）「3」「(1)」に定める書類を本市に提出するものとする。なお、工事監理者は、工事監理を行う当該整備対象設備の施工業務を担当した企業の従業員であってはならず、また、施工業務を担当した企業と相互に資本面又は人事面において関連のある企業の従業員であってはならない。
- 3 事業者は、各事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させた上、工事監理の状況を定期的に本市に報告させるものとし、本市が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。
- 4 事業者は、品質の管理を行うため、本市と協議の上、品質管理のためのチェックリストを作成して本市の承認を得るとともに、対象校につき工事監理業務が完了するごとに、

当該チェックリストに基づき、対象校単位で工事監理記録等の内容を検査の上、その結果を本市に報告するものとする。

- 5 事業者は、対象校につき整備対象設備の施工が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた者以外の工事監理者をして前条の完成検査を行わせた後、速やかに本市に対して完成検査報告を行わせるとともに、**別紙4（提出書類）**「3」「(3)」に定める書類を提出させるものとする。
- 6 事業者は、本市に対し、各対象校において前項の完成検査を行う7日前（当該日が本市の休日に当たる場合は、直前の本市の開庁日）までに当該完成検査の日程を通知する。
- 7 本市は、第5項の完成検査に立会うことができる。ただし、本市は、当該立会いを理由として何らの責任も負担するものではない。
- 8 事業者は、工事監理企業に対し、工事監理者による工事監理の実施その他の本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行う。

（事業実施場所の管理等）

- 第29条 事業者は、整備対象設備の施工を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所及び設備等について、場所又は設備等ごとに、事前に、本市に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、本市から使用についての承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、本市が使用を承諾した期間中、善良なる管理者の注意義務をもって前項の承諾を得た場所及び設備等の管理を行う。
 - 3 事業者は、本市が使用を承諾した期間の終了時まで、第1項の承諾を得た場所及び設備等について、原状に復するものとする。

（施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用）

- 第30条 事業者は、施工企業をして、整備対象設備の施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、事業者は、工事監理企業をして、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。
- 2 事業者は、整備対象設備の施工及び工事監理を行うに当たり施工企業及び工事監理企業が第三者を使用する場合、事前に本市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、施工企業及び工事監理企業が使用する第三者がさらに第三者を使用する場合も同様とする。

（施工及び工事監理に関する第三者の使用責任）

- 第31条 事業者は、整備対象設備の施工及び工事監理に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条（施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用）の整備対象設備の施工及び工事監理に関する第三者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、整備対象設

備の施工及び工事監理に関して事業者又は施工企業及び工事監理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

(整備対象設備の施工に伴う近隣対策等)

第 32 条 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他整備対象設備の施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲において近隣対策を実施する。

2 事業者は前項の近隣対策の実施について、本市に対し、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 事業者は、本市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、**別紙 4 (提出書類)**「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。

4 近隣調整に起因して整備対象設備につき第 48 条 (空調設備等の供用開始) に規定する供用開始の遅延が見込まれる場合、本市及び事業者は、協議の上、供用開始時を変更することができる。

5 近隣調整に起因して事業者が生じた費用 (整備対象設備につき第 48 条 (空調設備等の供用開始) に規定する供用開始時が変更されたことによる増加費用を含む。) については、事業者が負担する。

6 前各項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等 (以下、本項において「近隣住民の反対運動等」という。) に対する対応は本市が行い、事業者は本市に協力するものとし、近隣住民の反対運動等に直接起因する費用又は損害については本市が合理的な範囲で負担する。

(廃棄物の処理等)

第 33 条 事業者は、整備対象設備の施工に当たり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

2 事業者は、更新対象設備の撤去に当たっては、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号) その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 事業者は、前二項につき、法令等に定められた書類を作成するほか、適宜その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時 (ただし、本市の要求がある場合は速やかに)、本市に提出しなければならない。

(アスベストの処理等)

第 34 条 事業者は、整備対象設備の施工に当たり、事業実施場所においてアスベストが存在することが判明した場合、自己の費用と責任において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び石綿障害防止規則（平成 17 年厚生労働省令第 2 号）等の関係する法令及び条例等に従い工事を実施するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、前条第 1 項によるほか、上記法令及び条例等を遵守しなければならない。

2 本市は、前項に規定する場合であっても、何らの費用も負担しない。

第 4 節 本市による確認

（本市による説明要求及び事業実施場所立会い等）

第 35 条 本市は、随時、整備対象設備が**別紙 4（提出書類）**「1」及び「2」に定める各書類等及び事業指針に従って施工されていることを確認できる。この場合において、本市は、整備対象設備の施工の状況その他について、事業者に事前に通知した上で、事業者、施工企業又は第 30 条（施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用）に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び本市による確認の実施につき、本市に対して最大限の協力を行うものとし、また、施工企業又は第 30 条（施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用）に規定する第三者をして、本市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

3 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、整備対象設備の施工状況が**別紙 4（提出書類）**「1」及び「2」に定める各書類等及び事業指針に違反していることが判明した場合、本市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

4 事業者は、整備対象設備の施工期間中に事業者が行う整備対象設備に関する検査又は試験について、事前に本市に対して通知するものとする。この場合、本市は、事業者が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

5 本市は、前各項に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、整備対象設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任も負担するものではない。

（中間確認）

第 36 条 本市は、整備対象設備が**別紙 4（提出書類）**「1」及び「2」に定める各書類等及び事業指針に従って施工されていることを確認するため、整備対象設備の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 前項の中間確認の結果、整備対象設備の施工状況が**別紙 4（提出書類）**「1」及び「2」に定める各書類等及び事業指針の内容に違反していることが判明した場合、本市

は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

- 3 本市は、第1項の中間確認の実施を理由として、整備対象設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任も負担するものではない。

(完成確認)

第37条 本市は、事業者から第28条(工事監理等)第5項に規定する報告を受けた後14日以内(14日目の日が本市の休日に当たる場合は、その直後の本市の開庁日まで)に完成確認を実施し、整備対象設備が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認するものとする。

- 2 本市による完成確認の結果、整備対象設備が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準に従って施工されていることを確認できたときは、本市は、事業者に対し、完成確認書を交付する。
- 3 本市が、事業者に対し、第1項による完成確認の実施後14日以内(14日目の日が本市の休日に当たる場合は、その直後の本市の開庁日まで)に何らの通知を行わない場合、事業者は、当該整備対象設備について完成確認に合格したものとみなすことができる。
- 4 本市による完成確認の結果、整備対象設備の施工状況が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容に違反していることが判明した場合、本市は、事業者に対し、その是正を求めることができ、事業者は、自らの責任と費用において当該是正を実施し、その完了を本市に報告しなければならない。
- 5 本市は、事業者から前項の是正の完了の報告を受けた日から14日以内(14日目の日が本市の休日に当たる場合は、その直後の本市の開庁日まで)に、再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、整備対象設備の施工状況がなお設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容に違反していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
- 6 本市は、第1項及び前項に規定する完成確認を行ったことを理由として、整備対象設備の設計、施工、工事監理、空調設備等の維持管理その他本事業契約に基づく事業者の業務の全部又は一部について何らの責任も負担するものではなく、また、事業者は、その後実施した空調設備等の維持管理業務が本事業契約の規定を満たさなかった場合において、本市が第1項及び前項に規定する完成確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第5節 工期等の変更等

(工期等の変更)

第38条 本市が事業者に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は事業者が不可抗力事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等

を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、本市及び事業者は、協議により当該変更の要否及びその内容を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、本市及び事業者の協議が調わないときは、本市が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始時を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 事業者が、自己の責めに帰すべき事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、本市は、当該変更の要否及びその内容を定めるものとする。この場合、本市は、事業者に対し、合理的な代替措置（工事が遅延した結果、整備対象設備が整備されていない短期間についてリース等による代替設備の設置を含むがこれに限られない。）の指示を行うことができ、事業者はこれに従わなければならない。

（工期等の変更による費用等の負担及び違約金）

第 39 条 本市の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を変更した場合、当該変更に伴って事業者が生じた増加費用及び損害については、合理的な範囲内において本市が負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を変更した場合、当該変更に伴って本市が生じた増加費用及び損害については、合理的な範囲内において事業者が負担するものとし、負担方法については本市と協議する。この場合において、本市は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて事業者に請求するものとする。
- 3 不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令等の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）により施工計画書記載の工期等が変更された場合の増加費用又は損害の負担は、第 14 章（不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等）の定めに従うものとする。

（工期等の遅延による費用等の負担及び違約金）

第 40 条 本市の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合（第 38 条（工期等の変更）の規定に基づく変更後の工期等が遅延する場合を含む。以下本条（工期等の遅延による費用等の負担及び違約金）において同じ。）、当該遅延に伴って事業者が生じた増加費用又は損害については、合理的な範囲内において本市が負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、次の各号のとおりとする。

- (1) 整備対象設備の全部又は一部の引渡しが遅延したものの、対象校の事業実施予定年度末までに本市が事業者に対して完成確認書を交付することができた場合、事業者は、本市に対し、当該整備対象設備の引渡し日の翌日から実際に整備対象設備が事業者から本市に対して引き渡された日までの期間（ただし、事業者の責めに帰すことができない事由により施工業務が別紙2（日程）の日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。）において、当該整備対象設備の設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本事業契約成立時の税率とする。）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に従って計算される遅延利息（法改正等により率の変更があれば変更後の率による。）を支払うものとする。
 - (2) 整備対象設備の全部又は一部の引渡しが遅延し、対象校の事業実施予定年度末までに本市が事業者に対して完成確認書を交付することができなかった場合、事業者は、本市に対し、前号の規定を準用して算出される違約金を支払うとともに、当該整備対象設備の施工の進捗の程度にかかわらず、当該遅延がなかったならば当該整備対象設備に関し交付されたはずの国庫交付金相当額又は当該遅延がなかったならば当該整備対象設備に関し起債された市債の元利償還金に対し講じられたはずの交付税措置相当額の違約金を支払うものとする。
- 3 前項第2号の場合において、本市が当該整備対象設備に関し本件国庫交付金の交付を受けるための例外的措置を講じるときは、次の各号のとおりとする。
- (1) 前項第2号の規定にかかわらず、本市は、前項第2号の場合において当該整備対象設備に関し本件国庫交付金の交付を受けるための例外的措置を講じることができる。ただし、事業者は、本市において当該措置を講じなかったこと又は当該措置を講じたものの本件国庫交付金の交付を受けることができなかったことについて、本市が何らの責任も負うものでないことを確認する。
 - (2) 本市が前号に基づき例外的措置を講じた場合、本件国庫交付金の交付を受けることができるとの通知を受けその旨を事業者に対し通知するまでの間、又は当該整備対象設備に関し本件国庫交付金の交付を受けることができないとの通知を受けその旨を事業者に対し通知するまでの間、本市は、事業者に対し、前項第2号の違約金の支払いを猶予し、また、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）の規定に従い当該整備対象設備についての設計・施工等のサービス対価の支払期限が到来したときであっても、本市は、当該設計・施工等のサービス対価の支払いを留保することができるものとする。この場合において、本市及び事業者は、当該留保された支払いについて遅滞の責めを負わない。
 - (3) 本市が、本項第1号に基づき例外的措置を講じ、当該整備対象設備に関し本件国庫交付金の交付を受けることができるとの通知を受けその旨を事業者に対し通知した場合、事業者は、前項第2号の本件国庫交付金相当額の違約金を支払う義務を免れる。この場合、事業者は、本市からの請求を受けた後速やかに、本市に対し、前項第1号の規定を準用して算出される遅延利息を支払う。また、本市は、

当該整備対象設備についての設計・施工等のサービス対価の支払いを留保していた場合は、前項第1号の規定を準用して算出される遅延利息の支払いを受けた後、事業者から設計・施工等のサービス対価の支払いについて書面による請求を受けた日から40日以内に、これを支払うものとする。

(4) 本市が、本項第1号に基づき例外的措置を講じたが、当該整備対象設備に関し本件国庫交付金の交付を受けることができないとの通知を受けその旨を事業者に対し通知した場合、事業者は、本市に対し、前項第2号の規定に従い違約金を支払う。また、本市は、当該整備対象設備についての設計・施工等のサービス対価の支払いを留保していた場合は、前項第2号の違約金の支払いを受けた後、事業者から設計・施工等のサービス対価の支払いについて書面による請求を受けた日から40日以内に、これを支払うものとする。

4 不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により施工計画書記載の工期等が変更された場合の増加費用又は損害の負担は、第14章（不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等）の定めに従うものとする。

5 第2項及び第3項の場合において、本市に当該違約金を超える損害が生じたときは、事業者は、本市に対し、その損害額のうち当該違約金を超える額を支払うものとする。

6 本市は、本条（工期等の遅延による費用等の負担及び違約金）の違約金と本事業契約に基づき支払う全ての対価につき、当該対価がいかなる業務に対するものであるかにかかわらず、相殺することができるものとする。

（工事の一時中止）

第41条 本市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、整備対象設備の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 本市は、前項の規定により整備対象設備の施工の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、事業者と協議の上、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合における増加費用又は損害の負担は、第39条（工期等の変更による費用等の負担及び違約金）の規定に従うものとする。

（危険負担等）

第42条 整備対象設備の第48条（空調設備等の供用開始）に規定する供用開始時まで、整備対象設備の全部若しくは一部又は仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が不可抗力事由により滅失又は毀損した場合において、事業者が増加費用又は損害が発生したときは、本市及び事業者は、当該増加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙14（不可抗力による増加費用又は損害の負担割合）に規定する負担割合に従い負担する。

2 前項の場合、本事業契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合、本市及び事業者は、

原則として、第 86 条（不可抗力事由による解除）に従い本事業契約の全部又は一部を解除するものとする。ただし、事業者が任意の判断で本市の認める期間内に事業者の費用負担において整備対象設備を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りでない。

- (2) 前号に規定する場合以外の場合は、事業者は整備対象設備を設計どおり修復し、事業実施場所において施工するものとする。この場合において事業者に生じる増加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、本市は、修復に要する合理的期間を限度として第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する供用開始時の延長を認めるものとする。
- (3) 前二号の場合、本市は、事業者に対し、増加費用の負担及び損害賠償の請求は行わない。

（契約不適合責任）

第 43 条 新設設備の引渡しを受けた日から 2 年の間（以下「契約不適合責任期間」という。）

に、当該新設設備の種類又は品質（新設設備の工事に関するものを含む。以下本条（契約不適合責任）において同じ。）に関して本事業契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が判明した場合、本市は、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の補修（備品については交換を含む。以下同じ。）、代替品の引渡しによる履行の追完又はそれらに代え若しくはそれらとともに損害の賠償を請求し、又は設計・施工等のサービス対価を減額することができる。ただし、当該契約不適合が本市又は教職員、児童生徒、保護者その他の学校等の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合はこの限りでない。また、本市が、当該契約不適合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、事業者は、これを本市に対して支払うことにより、当該契約不適合の補修義務を免れることができるものとする。

- 2 事業者が、前項に基づいて負担する補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、本市は、設計・施工等のサービス対価の全部又は一部について、補修費用相当額を減額又は控除した上で支払うことができる。
- 3 第 1 項において、事業者が補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして契約不適合の補修をさせることができない場合、本市は、自ら別の第三者をして補修させることができるものとする。
- 4 事業者は、本市が当該契約不適合に起因又は関連して被った一切の損害（前項の規定に基づき本市が補修させるために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
- 5 第 1 項のうち契約不適合責任期間に係る規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 事業者は、施工企業をして本市に対し本条（契約不適合責任）による契約不適合の補修及び損害の賠償を行うことについて保証させるために、本市に対し、本事業契約締結と同時に、**別紙 16（契約不適合責任に関する保証書の様式）**に定める契約不適合に関する保証書を提出するものとする。

（工事による建物等の不具合の補修責任）

- 第 44 条 整備対象設備の施工により、事業実施場所、更新対象外設備、事業実施場所に設置されている整備対象設備以外の設備等又は学校の建物等に不具合が生じた場合、本市は、事業者に対し、施工企業をして当該不具合を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該毀損又は不具合が本市又は教職員、生徒、保護者その他の学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合にはこの限りでない。また、本市が、当該不具合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、事業者は、これを本市に対して支払うことにより、当該毀損又は不具合の補修義務を免れることができるものとする。
- 2 前項の規定による補修又は損害賠償の請求は、本市が第 47 条（新設設備の引渡し）に基づき当該不具合が生じた対象校での整備対象設備の引渡しを受けた日からそれぞれ 2 年以内に行わなければならない。ただし、その不具合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合又は構造耐力上主要な部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。また、その不具合が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数が 10 年を超える資産について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、本市が第 47 条（新設設備の引渡し）に基づき当該不具合が生じた対象校での整備対象設備の引渡しを受けた日から 2 年を経過する日又は当該資産の供用開始日から 10 年を経過する日のいずれか遅い日までとする。
 - 3 事業者が、第 1 項に基づいて負担する補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、本市は、設計・施工等のサービス対価の全部又は一部について、補修費用相当額を減額又は控除した上で支払うことができる。
 - 4 事業者が、第 1 項に基づき、不具合の補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして補修させることができない場合、本市は、自ら別の第三者をして当該不具合を補修させることができる。
 - 5 前項の場合、事業者は、本市が当該不具合に起因して被った一切の損害（前項の規定に基づき本市が当該不具合を補修させるために使用した第三者に対する報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。

第 6 章 空調設備等の引渡し及び所有権の移転等

第1節 操作マニュアルの作成

(操作マニュアルの作成)

第45条 事業者は、事業者の責任及び費用により、新設設備の使用又は操作のために必要かつ適切な事項を記載したマニュアル（以下「操作マニュアル」という。）を作成し、各対象校における整備対象設備の完成確認の実施日の7日前（当該日が本市の休日に当たる場合は、直前の本市の開庁日）までに、本市に提出しなければならない。

- 2 本市は、前項の規定に従って事業者が提出した操作マニュアルが新設設備の使用又は操作のために必要又は適切な事項を記載していないと合理的に判断した場合には、事業者はその旨を通知する。この場合、事業者は、本市との間で修正方法を協議の上、事業者の責任と費用により当該操作マニュアルを修正する。

第2節 操作方法の説明等の実施

(操作方法の説明等の実施)

第46条 事業者は、第48条（空調設備等の供用開始）に規定する各対象校における新設設備の供用開始時の前日までの日であって本市及び事業者が協議の上定める日に、各事業実施場所において、事業者の責任及び費用により、本市に対し、操作方法についての十分な説明その他使用についての支援を実施する。

第3節 空調設備等の引渡し及び所有権の移転

(新設設備の引渡し)

第47条 事業者は、本事業契約締結後、別途本市が指定する施工年度ごとに、当該施工年度に施工する新設設備及びそれらの引渡し日（6月末日、8月末日、12月28日又は3月末日（ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が休校日である場合は本市と事業者との間の協議により定める。）のいずれかとする。ただし、本市が認める場合は、これら以外の日を引渡し日とすることができる。）を記載した予定工程表を作成して前年度の末日の3か月前までに本市に提出し、前年度の末日までに本市の承認を得た上で、当該予定工程表において定められる各引渡し日に、本市に対し、引渡し対象となる新設設備を引き渡す。

- 2 本市は、前項の規定による引渡し時において当該引渡しに係る新設設備の所有権を取得する。この場合、本市は、事業者との間で、対象校単位で新設設備の引渡書を取り交わす。

(空調設備等の供用開始)

第 48 条 前条（新設設備の引渡し）に基づく引渡しに係る各対象校における新設設備の供用開始は、前条第 1 項に基づく各引渡し日の翌日からとする。

第 7 章 空調設備等の性能保証

第 1 節 総則

（空調設備等の性能保証に関する基本方針）

第 49 条 事業者は、本章に規定する空調設備等の性能保証業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に本市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

- 2 事業者は、本章に規定する空調設備等の性能保証業務及びこれに付随する業務を実施するに当たり、本事業契約に定める文書及び記録並びにその他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。また、当該文書及び記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、必要に応じ、適宜、本市の承諾を得て修正を行わなければならない。

第 2 節 事前調査

（事前調査）

第 50 条 事業者は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、空調設備等の性能保証及びその他本事業契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 第 13 条（事前調査）第 2 項及び第 3 項、第 14 条（事前調査に関する第三者の使用）並びに第 15 条（事前調査責任）の規定は前項の事前調査に準用する。

第 3 節 空調設備等の性能保証業務

（空調設備等の性能保証業務）

第 51 条 事業者は、構成員等をして、第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する各対象校における供用開始日から性能保証期間の末日までの間、**別紙 5（性能保証業務・維持管理業務の内容）**に定める新設設備に係る性能保証業務を性能保証業務に係る業務水準に従って行わせなければならない。

- 2 事業者は、事業提案書類に基づいて性能保証業務計画書及び事業収支計画書を作成し、性能保証業務の開始の前日までに本市の承諾を得なければならない。
- 3 本市又は事業者が、合理的な理由に基づき性能保証業務に係る業務水準を変更（性能に関する性能保証業務に係る業務水準の向上を含む。）することを相手方に対して請求した場合において、本市及び事業者が合意したときは、これを変更することができる。

当該変更により本事業契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減した場合、第 12 章（対価の支払い）の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。

- 4 事業者が、やむを得ない事由により、性能保証業務に係る業務水準を満たすことができない場合又は継続して性能保証業務に係る業務水準を満たす性能保証業務を提供することが困難であると予見される場合、事業者は、本市に対し、速やかにその旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について本市と協議しなければならない。
- 5 前項の本市及び事業者の協議の結果、事業者が報告した内容が合理的であると本市が認めた場合、本市は、性能保証業務に係る業務水準の変更を認めるものとする。この場合、第 3 項後段の規定を準用する。

（年度業務計画書等の提出）

第 52 条 事業者は、**別紙 6（性能保証業務計画書・維持管理計画書、年度業務計画書及び年度収支計画書）**に定める様式の年度業務計画書及び年度収支計画書を作成し、本市に提出し、毎事業年度開始 1 か月前までに、本市の確認を得なければならない。ただし、初年度は、事業契約締結後、可能な限り速やかに行うものとする。

- 2 本市は、前項の確認を行った結果、学校教育活動等に影響があると判断する場合には、事業者に対し、年度業務計画書の変更を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。
- 3 本市は、第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、空調設備等の性能保証業務の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。ただし、本市の請求により、事業者が性能保証業務に係る業務水準を超えて年度業務計画書の変更を行った場合において、事業者が増加費用が生じたときは、本市は当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合、事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

（報告書等の作成）

第 53 条 事業者は、毎月終了後 10 営業日以内に、本章に規定する性能保証業務の状況を正確に反映した**別紙 7（月報及び半期報告書）**に定める様式の月報を作成し、本市に提出する。

- 2 事業者は、毎年度、上期及び下期の各満了日後 10 営業日以内に、本章に規定する性能保証業務の状況を正確に反映した**別紙 7（月報及び半期報告書）**に定める様式の半期報告書を作成し、本市に提出する。
- 3 事業者は、**別紙 8（年度業務報告書及び年度収支報告書）**に定める様式の年度業務報告書を作成し、公認会計士の監査済財務書類とともに毎事業年度の最終日より 3 か月以内に、本市に提出する。なお、本市は、当該監査報告及び年度業務報告書につき、合理的に必要な範囲で公開することができるものとする。

- 4 事業者は、提案時の事業収支計画と各期の事業収支実績を比較した内容を財務書類に記載するものとし、本市は、当該内容につき事業者から説明を受けることができる。

(性能保証業務に関する第三者の使用)

第 54 条 事業者は、構成員等をして、空調設備等の性能保証業務の全部又は一部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。

- 2 事業者は、空調設備等の性能保証業務を行うに当たって構成員等が第三者を使用する場合、事前に本市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、構成員等が使用する第三者がさらに第三者を使用する場合も同様とする。

(性能保証に関する第三者の使用責任)

第 55 条 事業者は、空調設備等の性能保証業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条（性能保証業務に関する第三者の使用）の性能保証業務に関する第三者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、空調設備等の性能保証業務に関して事業者又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

第 8 章 空調設備等の維持管理

第 1 節 総則

(空調設備等の維持管理に関する基本方針)

第 56 条 事業者は、本章に規定する空調設備等の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に本市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

- 2 事業者は、本章に規定する空調設備等の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たり、本事業契約に定める文書や記録、その他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。また、これらの文書や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、必要に応じ、適宜、本市の承諾を得て修正を行わなければならない。

第 2 節 事前調査

(事前調査)

第 57 条 事業者は、自己の責任及び費用において、構成員等をして、空調設備等の維持管理及びその他本事業契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 第 13 条（事前調査）第 2 項及び第 3 項、第 14 条（事前調査に関する第三者の使用）並びに第 15 条（事前調査責任）の規定は前項の事前調査に準用する。

第 3 節 空調設備等の維持管理業務

（空調設備等の維持管理業務）

第 58 条 事業者は、維持管理企業をして、第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する各対象校における供用開始日から維持管理期間の末日までの間、空調設備等について、**別紙 5（性能保証業務・維持管理業務の内容）**に定める維持管理業務を維持管理業務に係る業務水準に従って行わせなければならない。

- 2 事業者は、事業提案書類に基づいて維持管理業務計画書及び事業収支計画書を作成し、維持管理業務の開始の前日までに本市の承諾を得なければならない。
- 3 本市又は事業者が、合理的な理由に基づき維持管理業務に係る業務水準を変更（性能に関する維持管理業務に係る業務水準の向上を含む。）することを相手方に対し請求した場合において、本市及び事業者が合意したときは、これを変更することができる。また、当該変更により、本事業契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、第 12 章（対価の支払い）の規定に基づいて半期ごとに支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 事業者が、やむを得ない事由により、維持管理業務に係る業務水準を満たすことができない場合又は継続して維持管理業務に係る業務水準を満たす維持管理業務を提供することが困難であると予見される場合、事業者は、本市に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について本市と協議しなければならない。
- 5 前項の本市及び事業者の協議の結果、事業者が報告した内容が合理的であると本市が認めた場合には、本市は、維持管理業務に係る業務水準の変更を認めるものとする。この場合、第 3 項後段の規定を準用する。

（年度業務計画書等の提出）

第 59 条 事業者は、**別紙 6（性能保証業務計画書・維持管理業務計画書、年度業務計画書及び年度収支計画書）**に定める様式の年度業務計画書及び年度収支計画書を作成し、本市に提出し、毎事業年度開始 1 か月前までに、本市の確認を得なければならない。ただし、初年度は、事業契約締結後、可能な限り速やかに行うものとする。

- 2 本市は、前項の確認を行った結果、学校教育活動等に影響があると判断する場合には、事業者に対し、年度業務計画書の変更を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。

- 3 本市は、第1項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、空調設備等の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。ただし、本市の請求により、事業者が維持管理業務に係る業務水準を超えて年度業務計画書の変更を行った場合で、かつ事業者が増加費用が生じた場合には、本市は当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

(報告書等の作成)

第60条 事業者は、毎月終了後10営業日以内に、本章に規定する維持管理業務の状況を正確に反映した別紙7(月報及び半期報告書)に定める様式の月報を作成し、本市に提出する。

- 2 事業者は、毎年度、上期及び下期の各満了日後10営業日以内に、本章に規定する維持管理業務の状況を正確に反映した別紙7(月報及び半期報告書)に定める様式の半期報告書を作成し、本市に提出する。
- 3 事業者は、別紙8(年度業務報告書及び年度収支報告書)に定める様式の年度業務報告書を作成し、公認会計士の監査済財務書類とともに毎事業年度の最終日より3か月以内に、本市に提出する。なお、本市は、当該監査報告及び年度業務報告書につき、合理的に必要な範囲で公開することができるものとする。
- 4 事業者は、提案時の事業収支計画と各期の事業収支実績を比較した内容を財務書類に記載するものとし、本市は、当該内容につき事業者から説明を受けることができる。

(維持管理業務に関する第三者の使用)

第61条 事業者は、維持管理企業をして、空調設備等の維持管理業務の全部又は一部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。

- 2 事業者は、空調設備等の維持管理業務を行うに当たって維持管理企業が第三者を使用する場合、事前に本市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、維持管理企業が使用する第三者がさらに第三者を使用する場合も同様とする。

(維持管理責任)

第62条 事業者は、空調設備等の維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条(維持管理業務に関する第三者の使用)の維持管理業務に関する第三者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、空調設備等の維持管理業務に関して事業者又は維持管理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為は全て事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

第4節 新設設備の修繕及び代替品の調達等

(新設設備の修繕及び代替品の調達等)

- 第63条 事業者は、本市から空調設備等の故障等の連絡を受けた場合、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。
- 2 事業者は、前項の調査結果を、速やかに本市に報告した上で、新設設備については直ちに修繕等の対応策を講ずる。
 - 3 第1項の調査の結果、故障等の発生した空調設備等のうち新設設備について継続して使用することが困難である場合には、事業者は、本市の承諾を得て、直ちに代替品を調達の上施工するものとする。この場合においては、第4章（整備対象設備の設計）及び第5章（整備対象設備の施工及び工事管理）の規定を準用する。
 - 4 第2項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第1号及び第3号の場合においては、事業者は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて本市に請求する。
 - (1) 第1項の故障等が生じた原因が本市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、本市の負担とする。
 - (2) 第1項の故障等が生じた原因が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者の負担とする。
 - (3) 第1項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、本市及び事業者は、別紙14（不可抗力による増加費用又は損害の負担割合）に規定する負担割合に従い負担する。

第5節 空調設備等の使用に関する支援等

(新設設備の取扱方法、操作方法等についての支援)

- 第64条 事業者は、新設設備の供用開始後において、本市から新設設備の取扱方法、操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び支援を行う。

(新設設備の稼働時間の計測)

- 第65条 事業者は、別紙1（本事業の対象校一覧）に定める事業実施場所に設置した新設設備に関し、対象室の室内機ごとの空調稼働時間及び室外機ごとの運転時間等につき、それぞれ別紙9（モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法）に従って計測及び記録し、その結果を本市に報告する。

(エネルギー使用量の計測等)

第 66 条 事業者は、新設設備に使用されたエネルギー量を、対象校ごとに、別紙 9（モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法）に従って計測及び記録し、その結果を本市に報告するものとする。なお、空調稼動時間と使用エネルギー量との関係を明らかにするため、前条（新設設備の稼動時間の計測）の稼働時間の計測の始期及び終期と本条（エネルギー使用量の計測等）のエネルギー使用量の計測の始期及び終期は同一とする。

（空調設備等の効率的な使用のための支援）

第 67 条 事業者は、前二条に基づき、各事業実施場所における新設設備の稼動状況等を記録し、分析を行った結果、省エネルギーの推進等、空調設備等の効率的な使用のために改善の余地がある事業実施場所がある場合には、本市に対して空調設備等の効率的な使用のための学校への指導等の支援を行う。

（空調設備等の取扱等の変更時における支援）

第 68 条 業者は、第 63 条（新設設備の修繕及び代替品の調達等）第 3 項に基づいて施工される空調設備等に関し、空調設備等の使用について支援する必要がある場合には、本市に対して適切な説明及び支援を行う。

第 9 章 早期更新業務

（早期更新業務）

第 69 条 更新対象設備の一部に関し、故障等の理由により、本事業開始時点で想定していた日程よりも早期に更新が必要になったものと本市が合理的に判断した場合、本市は、対象校の他の更新対象設備に先行して当該更新対象設備に係る整備を行うことを事業者に指示することができる。この場合、事業者は、構成員等をして、本市の指示に基づき、早期更新業務に係る業務水準に従い、当該更新対象設備に係る整備を行わせる。

2 前項に基づく早期更新業務に関し、本市は、対象期間につき令和 9 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 3 年間、その間における分量につき以下のとおり想定している。

- (1) 1 年目（令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月まで）
15 校分・計 20 系統
- (2) 2 年目（令和 10 年 4 月から令和 11 年 3 月まで）
15 校分・計 20 系統
- (3) 3 年目（令和 11 年 4 月から令和 12 年 3 月まで）
10 校分・計 15 系統

- 3 本市は、早期更新業務に関し、個別の対価を支払う義務を負わない。ただし、前項に規定する分量を超過する場合はこの限りではなく、この場合、本市は、事業者に対し、当該超過分に関して事業者が負担した増加費用につき合理的な範囲で支払う。
- 4 前三項に規定するもののほか、早期更新業務については、第4章（整備対象設備の設計）から第6章（空調設備等の引渡し及び所有権の移転等）までの規定を適用する。

第10章 移設等業務

（移設等業務）

第70条 本市が第47条（新設設備の引渡し）に基づき新設設備につき引渡しを受けた後、対象校の学級増、統廃合、移転、改築・改修工事又は設備工事等に伴い、当該新設設備の移設等が必要になったものと本市が合理的に判断した場合、本市は、事業者に対し、移設等業務を行うことを事業者に指示することができる。この場合、事業者は、構成員等をして、本市の指示に基づき、事業期間中における移設等業務に係る業務水準に従い、当該新設設備に係る移設等を行わせる。

- 2 前項に基づく移設等業務については、その内容に応じ、適宜第4章（整備対象設備の設計）から第6章（空調設備等の引渡し及び所有権の移転等）までの規定を準用する。

（移設等に要する費用の負担）

第71条 本市は、前条（移設等業務）の新設設備の移設等に要する合理的な費用を、第12章（対価の支払い）の各規定に基づいて事業者を支払う対価とは別に負担するものとする。この場合の費用の支払方法については、本市及び事業者が協議して定めるものとする。

- 2 新設設備の移設等に伴い新たな設備又は備品が必要となる場合、本市は、これに要する費用を、第12章（対価の支払い）の各規定に基づいて事業者を支払う対価とは別に負担する。この場合において、当該設備又は備品の所有権は、その引渡し時において本市に帰属するものとする。

（移設等に伴う対価の見直し）

第72条 第70条（移設等業務）に基づく新設設備の移設等に伴い、空調設備等の性能保証業務及び維持管理業務の内容が変更された場合、これに伴う対価の見直し方法については、変更内容に応じて本市と事業者が協議して定める。ただし、移設等によって保証業務及び維持管理業務の対象となる対象校若しくは対象室又は新設設備等が変更になったことに伴う対価の改定は、別紙12（設計・施工等のサービス対価の改定方法）及び別紙13（維持管理等のサービス対価の改定方法）に定める算定方法に従って行われるものとする。

第 11 章 モニタリング

(維持管理業務等についてのモニタリング)

第 73 条 本市は、事業者に対して事前に通知した上で、自らの費用負担において、空調設備等の性能保証業務及び維持管理業務（以下本章において「維持管理業務等」という。）について、維持管理業務等に係る業務水準を確保するために、別紙 9（モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法）のとおり、モニタリングを行うものとする。

- 2 事業者は、本市が前項のモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。当該協力を要した費用は、合理的な範囲で事業者が負担するものとする。
- 3 第 1 項のモニタリングの結果、事業者の実施した維持管理業務等につき維持管理業務等に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、本市は、事業者に対し、合理的な是正期間を定めて是正（交換のほか、既存設備の新規取り替えを含む。以下、本条において同じ。）を指示することができる。
- 4 事業者は、本市から前項に基づく是正指示を受けた場合、直ちに該当事項につき是正し、当該是正後速やかに、本市に対して当該指示に対する対応状況を報告する。なお、当該対応状況については、第 53 条（報告書等の作成）第 2 項に規定する半期報告書においても記載するものとする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、本市が、是正に代えて維持管理業務等に係る業務水準を満たす状態にするために要する費用相当額を支払うことを認めた場合、事業者は、これを本市に対して支払うことにより、当該是正義務を免れることができる。
- 6 第 3 項に規定する場合において、これに起因又は関連して本市が費用を負担したときは、本市は、事業者に対し、合理的な範囲でその支払いを求めることができる。
- 7 前二項の規定に基づき、事業者が本市に対して費用に係る支払義務を負うにもかかわらず、事業者がこれを履行しない場合、本市は、当該支払義務に相当する額につき、第 12 章（対価の支払い）の規定に基づき事業者に対して支払うサービス対価から控除できるものとする。
- 8 事業者は、別紙 9（モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法）に記載の方法に準じて、維持管理業務等に対するセルフモニタリングを適宜実施し、その結果を文書により本市に報告するものとする。

第 12 章 対価の支払い

(設計・施工等のサービス対価の支払い)

第 74 条 本市は、事業者に対し、設計・施工等のサービス対価につき、第 78 条（対価の支払方法）に規定する手続に従って別紙 10（支払金額等）のとおり支払うものとする。

（維持管理等のサービス対価の支払い）

第 75 条 本市は、事業者に対し、維持管理等のサービス対価につき、第 78 条（対価の支払方法）に規定する手続に従って別紙 10（支払金額等）のとおり支払うものとする。ただし、第 48 条（空調設備等の供用開始）に規定する新設設備の供用開始時期が遅延した場合は、各事業年度の支払額について見直しを行う。

（対象校等の変動及びこれに伴うサービス対価の改定）

第 76 条 本市が、第 4 条（本事業の概要）第 2 項に従って本事業の対象とする対象校若しくは対象室又は空調設備等を変更した場合、設計・施工等のサービス対価及び維持管理等のサービス対価は、別紙 12（設計・施工等のサービス対価の改定方法）及び別紙 13（維持管理等のサービス対価の改定方法）に定める算定方法に従って改定されるものとする。

（物価変動による設計・施工等及び維持管理等のサービス対価の改定）

第 77 条 設計・施工等のサービス対価及び維持管理等のサービス対価は、事業期間中における物価変動に応じ、別紙 12（設計・施工等のサービス対価の改定方法）及び別紙 13（維持管理等のサービス対価の改定方法）に定める算定方法に従って改定されるものとする。

（対価の支払方法）

第 78 条 事業者は、設計・施工等のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙 11（サービス対価の支払方法）に記載のとおり、上期又は下期の満了の後、本市の指定する様式の請求書を本市に対して提出するものとし、本市は、当該請求書の受領日から 30 日以内に、別紙 10（支払金額等）に記載のとおり支払うものとする。

- 2 事業者は、維持管理等のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙 11（サービス対価の支払方法）に記載のとおり、上期又は下期の満了の後、別紙 7（月報及び半期報告書）の半期報告書を本市に対して提出するものとし、本市は、当該報告書の受領日から 10 日以内に事業者の業務内容のモニタリングを実施し、事業者に対してモニタリングの結果を通知する。
- 3 事業者は、前項の半期報告書に関するモニタリングの結果について本市の合格通知を受領した場合、当該合格通知に従って当該通知の受領日から 7 日以内に維持管理等のサービス対価に係る請求書を本市に対して提出するものとし、本市は、当該請求書の受領日から 30 日以内に、別紙 10（支払金額等）に記載のとおり支払う。
- 4 事業者は、第 2 項の半期報告書を本市が受領した後、当該受領日を含む 10 日以内に本市が事業者に対してモニタリングの結果の通知を行わなかった場合には、前項の請求書を本市に対して提出できるものとする。

(モニタリングによる対価の減額)

第 79 条 本市が第 73 条（維持管理業務等についてのモニタリング）に基づき行ったモニタリングにより、空調設備等の性能保証業務又は維持管理業務につき性能保証又は維持管理に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、本市は、事業者に対し、第 73 条（維持管理業務等についてのモニタリング）に基づき是正を指示するとともに、**別紙 9（モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法）**に定める方法に従い、本章に規定する半期ごとに支払われる対価の全部又は一部について減額を行うことができる。事業期間中において、空調設備等の性能が、事業者の責めに帰すべき事由により維持管理業務等に係る業務水準を下回った場合も同様とする。

2 前項の場合において、本市は、モニタリングによるサービス対価の減額については前条（対価の支払方法）第 2 項のモニタリングの結果の通知に際し、減額の根拠となる事項及び減額する金額を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定により本市から通知を受けた後、前条の規定に従って請求書を提出するに際し、本章に規定する対価のうち、前項により減額の通知を受けた金額を除くその余の対価の支払いに係る請求書を本市に対して提出するものとし、本市は、当該請求書に記載の金額を対価として支払うものとする。

(対価の返還)

第 80 条 第 53 条（報告書等の作成）第 2 項に規定する半期報告書又は同条第 3 項に規定する年度業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、本市がこれを事業者に対して通知した場合、事業者は、本市に対し、当該虚偽記載がなければ本市が前条（モニタリングによる対価の減額）の規定に従い減額し得た対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第 13 章 契約の終了等

(本市による契約解除)

第 81 条 本市は、事業者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 支払停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続きが着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。

(2) 事業者が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。

(3) 事業者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租

公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日間（事業者が書面をもって説明し、本市が認めた場合にあっては、相当の期間）以上本事業を行わなかったとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると本市が認めるべき相当の理由があるとき。

2 本市は、事業者が次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて本市が理由の説明を求めても当該遅延について事業者から本市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、工期内に新設設備及び移設に係る更新対象外設備が完成せず、かつ、工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 事業者が、第73条（維持管理業務等についてのモニタリング）第5項及び第79条（モニタリングによる対価の減額）第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (4) 事業者が、第53条（報告書等の作成）第2項に規定する半期報告書又は同条第3項に規定する年度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第80条（対価の返還）に定める対価の返還を行わなかったとき。
- (5) 前各号のほか、事業者が本事業契約又は本事業契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 新設設備の全部が本市に引き渡された後に前二項の規定に基づき本事業契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、新設設備の全部が、業務水準どおりの性能を維持している場合
 - ア 本市は事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。
 - イ 本市は、未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
 - ウ 事業者は、本市に対し、解除に伴う違約金として、当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払う。

(2) 解除時に、新設設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 本市は、業務水準どおりの性能が維持されている新設設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。

イ 本市は、業務水準どおりの性能が維持されていない新設設備については、事業者が、当該新設設備を業務水準どおりの性能に至るまで補修するまで、当該新設設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の事業者に対する支払いを留保する。ただし、本市が、当該新設設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするために要する費用相当額の支払いを認めた場合において、事業者が当該支払いを選択したときはこの限りではなく、この場合、本市は、事業者に対し、当該新設設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から当該費用相当額を控除した金員を、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 本市は、未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

エ 事業者は、本市に対し、解除に伴う違約金として、当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払う。

4 新設設備の全部が本市に引き渡された後に第1項又は第2項の規定に基づき本事業契約が一部解除（一部解除の単位は室単位とする。以下同様とする。）された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除の対象となった空調設備等についての処理

ア 解除時に、一部解除の対象となった新設設備が全て業務水準どおりの性能を維持している場合

① 本市は、一部解除の対象となった新設設備の解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を、事業者に対し、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する当初の支払方法に従って支払う。

② 本市は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

③ 事業者は、本市に対し、解除に伴う違約金として、一部解除の対象となった空調設備等についての当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払う。

イ 解除時に、一部解除の対象となった新設設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

① 本市は、一部解除の対象となった新設設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている新設設備については、事業者に対し、解除時におけ

る設計・施工等のサービス対価の残額を、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。

- ② 一部解除の対象となった新設設備のうち、業務水準どおりの性能又は移設前の性能が維持されていない新設設備については、前項第2号イを準用する。
- ③ 本市は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- ④ 事業者は、本市に対し、解除に伴う違約金として、一部解除の対象となった空調設備等の当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払う。

(2) 一部解除の対象とならなかった空調設備等に関する処理

本市は、解除対象とならなかった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理等のサービス対価については、事業者に対し、第12章（対価の支払い）に規定する当初の支払方法に従って支払う。

- 5 新設設備の全部が本市に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本事業契約が全部又は一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除対象となった空調設備等に関する処理

ア 解除の時点で引渡し済みの新設設備に関する処理及び解除の時点で維持管理業務の対象となっている空調設備等に関する処理

前項第1号を準用する。

イ 解除の時点で引渡し未了の新設設備及び当該設備に係る事業実施場所に関する処理

- ① 事業者は、速やかに当該事業実施場所の全てにつき工事着工前の原状に復した上、本市に返還する。
- ② 本市は、解除の対象となった空調設備等に関する設計・施工等のサービス対価及び維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- ③ 事業者は、本市に対し、解除に伴う違約金として、解除の対象となった事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。ただし、本事業契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び本市の実損害等の実情を勘案した上で、本市の判断において、違約金の額を減額することがある。

(2) 解除対象とならなかった空調設備等に関する処理

本市は、解除対象とならなかった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理等のサービス対価については、事業者に対し、第12章（対価の支払い）に規定する当初の支払方法に従って支払

うものとする。

- 6 前項の場合において、本市が、事業者に対し、引渡し未了の新設設備に関する事業実施場所について本事業契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項第1号イ①にかかわらず、事業者は、当該事業実施場所につき、解除時における現状のまま本市に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値があり、かつ本市がこれを利用するときは、本市は、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払方法に従って支払うものとする。なお、この場合においても、事業者は、本市に対し、前項第1号イ③に規定する違約金を支払うものとするが、本市は、事業者の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、本市が事業者に対して有する本項所定の違約金又は第8項の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。
- 7 本市は、第3項から第5項までの規定に基づき事業者が本市に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、事業者が本市に差し入れている第12条（契約保証金等）の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。
- 8 事業者は、本条（本市による契約解除）に基づく解除により本市が被った損害額が、本条（本市による契約解除）に規定する違約金の合計額を上回る場合は、その差額を本市の請求に基づき支払わなければならない。

（独占禁止法違反等を理由とする本市による契約解除）

第82条 本市は、構成員等につき、本事業契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、排除措置命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、排除措置命令を受けた構成員等が同法第14条に規定する出訴期間内に抗告訴訟を提起せず排除措置命令が確定（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）したとき。
- （2）独占禁止法第62条に規定する課徴金納付命令（以下「課徴金納付命令」という。）を受け、課徴金納付命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、課徴金納付命令を受けた構成員等が同法第14条に規定する出訴期間内に抗告訴訟を提起せず課徴金納付命令が確定（確定した当該課徴金納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）したとき。
- （3）事業者、構成員等のいずれかの代表者、役員若しくは代理人、使用人その他の従

業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき、又は構成員等のいずれか、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号（独占禁止法第89条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。

(4) 事業者、構成員等のいずれかの代表者、役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 本市は、事業者又は構成員等が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第11条（暴力団員等の排除措置）第1項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 第11条（暴力団員等の排除措置）第3項から第5項までの規定に反し、各項の報告を怠ったとき。

(3) 第11条（暴力団員等の排除措置）第4項の規定に反し、第三者との契約を解除しなかったとき。

(4) 第11条（暴力団員等の排除措置）第6項の本市の求めに反し、第三者との契約を締結し又は、第三者との契約を解除しなかったとき。

3 事業者は、構成員等をして、本事業を、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、本事業を請け負い又は受託した第三者が、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、そのさらに先の請負又は委託についても同様とする。

4 事業者は、第三者が第1項又は第2項各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとった上で、その旨を本市に報告しなければならない。事業者が当該措置を直ちにとらない場合、本市は、本事業契約を解除することができる。

5 本市が本条（独占禁止法違反等を理由とする本市による契約解除）により本事業契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新設設備の全部が本市に引き渡された後に本事業契約が全部解除された場合は、第81条（本市による契約解除）第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでの規定を準用する。

(2) 新設設備の全部が本市に引き渡された後に本事業契約が一部解除された場合は、第81条（本市による契約解除）第4項第1号ア①・②及びイ①から③並びに第2号の規定を準用する。

(3) 新設設備の全部が本市に引き渡される前に本事業契約の全部又は一部解除された場合は、第81条（本市による契約解除）第5項第1号ア（第1号アにおいて準用される同条第4項第1号ア③及び第1号イ④を除く。）、同号イ①及び②並びに第

2号、第6項並びに第7項の規定を準用する。

- 6 本市が本事業契約を解除するか否かにかかわらず、新設設備の全部が本市に引き渡される前に、事業者が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが判明した場合、事業者は、自ら及び構成員等のうち第1項及び第2項の各号の該当性につき帰責性を有する者をして、連帯させた上、契約金額のうち引渡し未了の事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本事業契約締結時の税率とする。）の10分の1を乗じた額と当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は判明時の税率とする。）の10分の1に相当する額の合計額を違約金として本市の指定する期間内に支払い、又は支払わせるものとする。ただし、本市と事業者との間で締結された基本協定書第11条（談合等不正行為があった場合の措置）第1項又は第12条（反社会的行為があった場合の措置）第1項に基づき、構成員等が本市に対し、違約金の支払いを行った場合はこの限りではない。
- 7 本市が本事業契約を解除するか否かにかかわらず、新設設備の全部が本市に引き渡された後に、事業者が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが判明した場合、事業者は、自ら及び構成員等のうち第1項及び第2項の各号の該当性につき帰責性を有する者をして、連帯させた上、当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は判明時の税率とする。）の10分の1に相当する額を違約金として本市の指定する期間内に支払い、又は支払わせるものとする。ただし、本市と事業者との間で締結された基本協定書第11条（談合等不正行為があった場合の措置）第1項又は第12条（反社会的行為があった場合の措置）第1項に基づき、構成員等が本市に対し、違約金の支払いを行った場合はこの限りではない。
- 8 事業者が第1項の各号のいずれかに該当し、かつ次の各号のいずれかにも該当したときは、本市が本事業契約を解除するか否かにかかわらず、その判明が新設設備の全部の引渡し前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額（消費税等の税率は本事業契約締結時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとし、また、その判明が新設設備の全部の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は判明時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとする。
 - (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 事業者が本市に第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。第11条（暴力団員等の排除措置）第4項の定めを反し、第三者との契約を解除しなかったとき。
- 9 事業者について、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが判明し、これにより本市が被った損害額が、第6項又は第7項の違約金の額（第8項の違約金がかかる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、本市が本事業契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を本市の請求に基づき支払わなければならない。ただ

し、本市は、事業者が本市に差し入れている第 12 条（契約保証金等）に基づく契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

（事業者による契約解除）

第 83 条 本市が、本市の責めに帰すべき事由により本事業契約上の重要な義務に違反した場合において、事業者から書面による催告を受けた日以後 60 日を経過してもなお当該義務の違反を是正しないときは、事業者は本市に改めて書面により本事業契約を解除する旨の通知を行い、本事業契約を解除することができる。

2 新設設備の全部が本市に引き渡された後に前項の規定に基づき本事業契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

（1）解除時に、新設設備の全部が、業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 本市は事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 74 条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。

イ 本市は、未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

ウ 本市は、事業者に対し、本事業契約の全部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求する。

（2）解除時に、新設設備の一部が業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 本市は、業務水準どおりの性能が維持されている新設設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 74 条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。

イ 本市は、業務水準どおりの性能が維持されていない新設設備については、事業者が、当該空調設備等を業務水準どおりの性能に至るまで補修するまで、当該新設設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の支払いを留保する。ただし、本市が、当該新設設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするために要する費用相当額の支払いを認めた場合において、事業者が当該支払いを選択したときはこの限りではなく、この場合、本市は、事業者に対し、当該新設設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から当該費用相当額を控除した金員を、第 74 条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 本市は、未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

エ 本市は、事業者に対し、本事業契約の全部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

3 新設設備の全部が本市に引き渡された後に第1項の規定に基づき本事業契約が一部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除の対象となった空調設備等についての処理

ア 解除時に、一部解除の対象となった新設設備が全て業務水準どおりの性能を維持している場合

- ① 本市は、一部解除の対象となった新設設備の解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を、事業者に対し、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する当初の支払方法に従って支払う。
- ② 本市は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- ③ 本市は、事業者に対し、本事業契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内で賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

イ 解除時に、一部解除の対象となった新設設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

- ① 本市は、一部解除の対象となった新設設備のうち、業務水準どおりの性能を維持できている新設設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第69条に規定する支払方法に従って支払う。
- ② 一部解除の対象となった新設設備のうち、業務水準どおりの性能が維持されていない新設設備については、前項第2号イを準用する。
- ③ 本市は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- ④ 本市は、事業者に対し、本事業契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求する。

(2) 一部解除の対象とならなかった空調設備等に関する処理

本市は、解除対象とならなかった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理等のサービス対価については、事業者に対し、第12章（対価の支払い）に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

- 4 新設設備の全部が本市に引き渡される前に第1項の規定に基づき本事業契約が全部又は一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 解除対象となった空調設備等に関する処理
- ア 解除の時点で引渡し済みの新設設備に関する処理及び解除の時点で維持管理業務の対象となっている空調設備等に関する処理
前項第1号を準用する。
- イ 解除の時点で引渡し未了の新設設備及び当該設備に係る事業実施場所に関する処理
- ① 事業者は、速やかに当該事業実施場所の全てにつき工事着工前の原状に復した上、本市に返還する。
- ② 本市は、解除の対象となった空調設備等に関する設計・施工等のサービス対価及び維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- (2) 解除対象とならなかった空調設備等に関する処理
- 本市は、解除対象とならなかった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価及び解除対象とならなかった空調設備等の維持管理等のサービス対価については、事業者に対し、第12章（対価の支払い）に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。
- (3) 事業者が被った損害の処理
- 本市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。
- 5 前項の場合であって、本市が、事業者に対し、引渡し未了の新設設備に関する事業実施場所について本事業契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項第1号イ①にかかわらず、事業者は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま本市に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値があり、かつ本市がこれを利用するときは、本市は、当該施工済み部分の評価相当額を契約解除前の支払方法に従って支払うものとする。
- 6 第1項に基づき本事業契約が全部解除された場合において、事業者が本市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、本事業契約終了後、事業者が本市に申し出た場合、本市は、事業者に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(学校の再編整備等に伴う一部解除)

第84条 本市は、学校の再編整備等に伴い、引渡し又は撤去が不要となる整備対象設備がある場合（第70条（移設等業務）第1項に基づき他の事業実施場所に移設され引渡しが行

われる場合を除く。)、本市は、本事業契約のうち、当該整備対象設備に関する部分について一部解除できるものとする。

2 前項に基づき本事業契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一部解除が引渡し若しくは撤去日の6か月前までになされた場合、又は一部解除の対象となった整備対象設備についての設計、施工及び工事監理等が未着手であった場合は、本市は、解除の対象となった整備対象設備の設計・施工等のサービス対価についての支払いを全て免れる。

(2) 一部解除が引渡し若しくは撤去日の6か月前を経過してからなされ、かつ一部解除の対象となった整備対象設備についての設計、施工、及び工事監理等が既に一部履行されていた場合は、本市は事業者に対し、一部解除の対象となった整備対象設備に関する既履行部分についての出来高に相当する設計・施工等のサービス対価を、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。この場合、本市は、一部解除の対象となった整備対象設備に関する未履行部分の設計・施工等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

(3) 前項に基づき本事業契約が一部解除された場合、本市は、事業者に対し、当該一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

3 新設設備の引渡し後に、当該設備が設置された事業実施場所において空調設備等の利用を廃止することとなった場合であって、第70条（移設等業務）第1項に基づき、空調設備等（引渡し済みの新設設備に限らず、維持管理業務の対象とされた空調設備等を含む。）が別の学校の対象室又は事業実施場所における他の対象室に移設されないときは、本市は、当該移設されない空調設備等に関する契約を一部解除できるものとする。

4 前項に基づき本事業契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本市は、解除の対象となった新設設備の設計・施工等のサービス対価についても、事業者に対し、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）に規定する支払方法に従って支払う。ただし、解除の対象となった新設設備のうち、業務水準どおりの性能を維持していない新設設備がある場合、当該空調設備等については、第83条（事業者による契約解除）第3項第2号イを準用する。本市は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

(2) 本市は、事業者に対し、本事業契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

(任意解除権の留保)

第 85 条 本市は、理由の如何を問わず、180 日以上前に事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。ただし、通知時において、事業者が、新設設備を引渡し済みの事業実施場所に係る設計、施工及び工事監理業務並びに履行済みの維持管理業務については解除することができないものとし、本市は、事業者に対し、第 74 条（設計・施工等のサービス対価の支払い）の規定に基づく当該引渡し済みの事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価と第 75 条（維持管理等のサービス対価の支払い）の規定に基づく維持管理等のサービス対価のうち履行済みの維持管理等のサービス対価を、解除前の支払方法に従って支払うものとする。

2 新設設備の全部が本市に引き渡される前に前項の規定に基づき本市が事業者に対して本事業契約の解除を通知した場合、事業者は、本市が個別に指示した事業実施場所を除き、引渡し未了の新設設備及び移設に係る更新対象外設備に関する事業実施場所に係る設計、施工及び工事監理業務を停止し、本市が本事業契約を解除した場合には、事業者は、速やかに引渡し未了の新設設備及び移設に係る更新対象外設備に関する事業実施場所を全て工事着工前の原状に復した上、本市に返還する。この場合、本市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。

3 新設設備の全部が本市に引き渡される前に第 1 項の規定に基づき本事業契約が解除された場合であって、本市が、事業者に対し、引渡し未了の新設設備及び移設に係る更新対象外設備に関する事業実施場所について解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま本市に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値があり、かつ本市がこれを利用するときは、本市は、当該施工済み部分の評価相当額を契約解除前の支払方法に従って支払うものとする。

(不可抗力事由に基づく解除)

第 86 条 本市及び事業者は、不可抗力事由により相手方の本事業契約上の義務の履行が遅延し、又は不能となった場合には、当該履行遅滞及び履行不能につき、本事業契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

2 本市は、不可抗力事由により本事業契約の履行ができなくなったと認める場合、事業者と協議の上、本事業契約を変更し、又は本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本市は、当該解除時において、新設設備につき引渡し済みの事業実施場所に係る設計、施工及び工事監理業務並びに履行済みの維持管理業務については解除することができないものとする。この場合、本市は、引渡し済みの空調設備

等の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又は毀損したときであっても、事業者に対し、第 74 条（設計・施工等のサービス対価の支払い）の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第 75 条（維持管理等のサービス対価の支払い）の規定に基づく維持管理等のサービス対価のうち履行済みの維持管理等のサービス対価を解除前の支払方法に従って支払うものとする。

- 4 第 2 項の規定に基づき本事業契約が全部解除された場合、本市は、未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- 5 第 2 項の規定に基づき本事業契約が一部解除された場合、本市は、一部解除の対象となった空調設備等に関する未履行部分の維持管理等のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- 6 全ての空調設備等が本市に引き渡される前に、第 2 項の規定に基づき本事業契約が解除された場合、事業者は、速やかに引渡し未了の新設設備及び移設に係る更新対象外設備に関する事業実施場所を全て工事着工前の原状に復した上、本市に返還する。
- 7 全ての空調設備等が本市に引き渡される前に、第 2 項の規定に基づき本事業契約が解除された場合であって、本市が事業者に対し引渡し未了の新設設備に関する事業実施場所について解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、当該事業実施場所を解除時における現状のまま本市に返還する。この場合において、当該事業実施場所における施工済み部分に利用価値があり、かつ本市がこれを利用するときは、本市は、当該施工済み部分の評価相当額を契約解除前の支払方法に従って支払うものとする。

（本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合等の解除）

第 87 条 本事業契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令改正等がなされた場合又は事業者の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本事業の継続が不可能となったときは、本市は、事業者と協議の上、本事業契約を解除することができる。本条に基づき本事業契約が解除されたときは、前条（不可抗力事由に基づく解除）第 3 項から第 7 項までの規定を準用する。

（空調設備等の本事業契約終了時の状態）

第 88 条 契約期間の満了により本事業契約が終了した場合又は整備対象設備の供用開始時以後契約期間の満了前に本事業契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能とされた業務水準が満たされていない新設設備があるときは、事業者は、当該空調設備等を当該業務水準に補修して、本市に引き継がなければならない。ただし、本市が、当該空調設備等の当該水準どおりの性能への補修に代えて、当該水準を満たす状態にするに要する費用相当額の支払いを認めた場合、事業者はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとする。この場合において、本事業契約終了時に事業者を支払うべき対価があるときは、本市は、当該対価から、当該水準を満たす状

態にするのに要する費用相当額を控除し、その残額を当初の支払方法に従って支払うものとする。

- 2 整備対象設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本事業契約が終了した場合において、本事業契約の終了原因が第 83 条（事業者による契約解除）に基づくものであり、かつ本市の債務不履行により新設設備について前項に規定する水準が満たされなかったときは、事業者は、当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、本市の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。
- 3 整備対象設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本事業契約が終了した場合において、本事業契約の終了原因が第 86 条（不可抗力事由に基づく解除）に基づくものであり、かつ空調設備等の滅失又は毀損を伴うものであるときは、事業者は、当該空調設備等を、契約期間満了までは稼動可能な状態を限度として本市が定める状態にまで滅失、毀損部分を補修した状態で本市に引き継ぐことで足りるものとする。
- 4 前項の場合において、当該滅失又は毀損を補修するために要する増加費用については、**別紙 14（不可抗力による増加費用又は損害の負担割合）**に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。
- 5 本事業契約終了後、本市が空調設備等の引継ぎを受けた時点において、本市が空調設備等の検査を行い、当該検査において本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、事業者は、本事業契約の終了事由に従い、自らの義務を履行するものとする。

第 14 章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

（不可抗力事由による契約内容の変更等）

第 89 条 本市及び事業者は、本事業契約締結日以後に生じた不可抗力事由により、本事業契約に基づく自己の義務につき本事業契約の定めどおりに履行することができなくなった場合、当該不可抗力事由の影響を早期に除去するために最大限の努力を行うとともに、相手方に対し、当該不可抗力事由の影響等の詳細を記載した書面をもって直ちに通知しなければならない。

- 2 本市及び事業者は、前項の通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が不可抗力事由により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で当該義務の履行義務を免れるものとする。
- 3 本市及び事業者は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により本事業契約の定めどおりに履行できなくなった業務について、内容の変更及びこれに伴う増加費用等につき速やかに協議を行うものとする。

(不可抗力事由による増加費用又は損害の負担)

第 90 条 不可抗力事由によって事業者が増加費用又は損害が生ずる場合、事業者は、当該事実が発生した後、直ちに当該増加費用又は損害の状況を本市に通知しなければならない。

- 2 本市は、前項の増加費用又は損害及び前条（不可抗力事由による契約内容の変更等）第 3 項に基づく業務内容の変更に伴う事業者の増加費用又は損害のうち合理的な範囲の増加費用又は損害について、別紙 14（不可抗力による増加費用又は損害の負担割合）に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。
- 3 前条（不可抗力事由による契約内容の変更等）第 3 項の業務内容の変更及びこれに伴う増加費用又は損害の負担につき、不可抗力事由が生じた日から 60 日以内に本市及び事業者の協議が調わない場合は、本市が当該内容を合理的に定めて事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第 91 条 本市及び事業者は、本事業契約締結日以後における本事業に直接関係する法令改正等により、本事業契約に基づく自己の義務を本事業契約の定めどおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 本市及び事業者は、前項の通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。
- 3 本市及び事業者は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、適用法令に違反することとなった業務について、内容の変更及びこれに伴う増加費用等につき速やかに協議を行うものとする。
- 4 本事業契約締結日以後における税制の変更を含む法令変更（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）又は技術革新等により、本事業契約に基づく事業者の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、本市は、事業者と協議の上、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、対価の減額を行うことができるものとする。

(法令改正等による増加費用又は損害の負担)

第 92 条 本事業に直接関係する法令改正等によって事業者が増加費用又は損害が生じる場合、事業者は、当該事実が発生した後、直ちに当該増加費用又は損害の状況を本市に通知しなければならない。

- 2 本市は、前項の増加費用又は損害及び前条（法令改正等による契約内容の変更等）第 3 項に基づく業務内容の変更に伴う事業者の増加費用のうち合理的な範囲の増加費用又

は損害を負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて本市に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の事業者が発生した増加費用及び損害については、事業者の負担とする。

- 3 前条（法令改正等による契約内容の変更等）第3項の業務内容の変更及びこれに伴う増加費用又は損害につき、本事業に直接関係する法令改正等の公布日から60日以内に本市及び事業者の協議が調わない場合は、本市が当該内容を合理的に定めてを事業者へ通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第15章 その他

（関連工事との調整）

第93条 事業者は、事業者の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合には、本市及び当該事業実施場所の学校の学校長を通じ、別途工事の請負者と十分かつ適切に調整を行い、本事業を円滑に進めるものとする。

（協議等）

第94条 本市及び事業者は、本事業の円滑な実施のために必要と認める場合、本事業契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 本市と事業者が前項に基づき協議を行った場合、事業者は本市の確認を得た上でその協議録を作成及び保管し、本市から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

（公租公課の負担）

第95条 本事業契約及び本事業契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、全て事業者の負担とする。

- 2 本市は、第74条（設計・施工等のサービス対価の支払い）及び第75条（維持管理等のサービス対価の支払い）に規定する対価に対する消費税及び地方消費税（各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連する全ての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本事業契約に別途定めがある場合はこの限りではない。

（契約上の地位等の譲渡）

第96条 事業者は、本市が事前に承諾した場合を除き、本事業契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 事業者は、本市が事前に承諾した場合を除き、事業者の組織、代表者、役員、又は株主等の変更又は合併その他事業者の法人としての実体に変更を及ぼすような行為をしてはならない。
- 3 本事業契約が契約期間中に終了し、本市が引き続き対価等の支払いをする場合において、事業者を存続させておくことができない特別な事情が発生したときは、本市は、合理的な理由がない限り、事業者が本市に対して有する対価等の支払請求権を事業者の株主又は融資機関に譲渡することを拒まないものとする。

(秘密保持)

第 97 条 本市及び事業者は、本事業契約上の秘密（空調設備等に係る運転データ等を含むがこれに限らない。）につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 裁判所その他の公的機関により開示が命ぜられた場合
 - (2) 本市又は事業者若しくは構成員等が本事業に関連して業務を委託したアドバイザー又は本事業のために事業者に対して融資等を行う金融機関等に対し、本事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合（ただし、当該開示により情報を受領する者が法令により本条（秘密保持）の義務と同等以上の秘密保持義務を負う場合には、秘密保持義務を課する必要はないものとする。）
 - (3) 本市が京都市情報公開条例（平成 14 年条例第 1 号。その後の改正を含む。）その他の法令（本市の条例・規則を含む。）に基づき開示する場合
 - (4) 本市が京都市会に対して本事業に係る説明を行う場合
- 2 事業者は、本事業契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対し、当該業務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項に基づく事業者の義務と同等以上の秘密保持義務を負わせなければならない。
 - 3 事業者は、本事業を実施するに際して個人情報を取り扱う場合、京都市個人情報保護条例（昭和 60 年 6 月 29 日京都市条例第 26 号）を含む関係法令の規定に従い、その漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置をとるほか、本市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
 - 4 事業者は、本事業契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報につき、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
 - 5 本市は、事業者が本事業を実施するに際して取り扱う個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
 - 6 前項の調査の結果、個人情報の取扱いが不適切であると認められる場合、本市は、事業者に対し、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は直ちに本市の勧告に従わなければならない。

(著作権等)

第 98 条 本市は、事業者が本事業の実施に関して作成し本市に提出する書類等について、その著作権が事業者に帰属することを認める。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市は、本事業の遂行の目的で使用する場合（本市の指定する第三者が本事業を引き継ぐ場合を含む。）において必要があるときは、当該書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとする。
- 3 前二項の規定は、本事業契約の終了後においても存続する。

(特許権等)

第 99 条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 前項に規定する第三者の権利に関する紛争が生じた場合、事業者は、本市が損害賠償義務等を負わされることのないよう自ら適切に対応するものとする。ただし、上記使用が本市の指示による場合であり、事業者が当該指示の不適当なことを過失なくして知らなかったため本市に対しその旨指摘できなかつたときはこの限りでない。
- 3 前項の紛争に起因又は関連して本市が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、事業者が自らの責任及び費用において、本市に代わりこれを履行するものとする。

(付保すべき保険等)

第 100 条 事業者は、事業者の費用負担の下に、損害保険会社との間で、本市の承諾する**別紙 15 (保険契約)**「1」及び「2」に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、本市に対し、当該保険証券を呈示するとともに、当該保険証券の原本証明付写しを交付するものとする。

- 2 事業者は、**別紙 15 (保険契約)**「1」及び「2」に各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
- 3 本市は、事業者が第 1 項の保険契約の全部又は一部を締結しない場合、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、本市は、事業者に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第 1 項の場合は事業者、第 3 項の場合は本市が行うものとし、本市及び事業者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 **別紙 15 (保険契約)**「1」及び「2」に記載する保険に基づき本市又は事業者が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた増加費用又は損害のうち、本市が負担すべき増加費用又は損害の額から控除し、

その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき増加費用又は損害の額から控除する。

(融資機関との協議)

第 101 条 本市は、本事業に関して事業者に融資する金融機関との間において、本市が本事業契約に基づき事業者に対し損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知若しくは協議に関する事項等につき協議し合意することができる。

(遅延損害金)

第 102 条 本市及び事業者が、本事業契約の各条項に基づき相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わない場合、当該未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する割合（法改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

(請求、通知等の様式等)

第 103 条 本事業契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2 本事業契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによる。

(準拠法)

第 104 条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 105 条 本事業契約に関する紛争は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(定めのない事項等)

第 106 条 本事業契約に定めのない事項又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、本市及び事業者が誠実に協議の上その取扱いを定めるものとする。

(以下余白)

別紙1 本事業の対象校一覧

1 小学校の対象校

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
1	元町小学校	14	4	北区小山西元町 14
2	上賀茂小学校	27	14	北区上賀茂烏帽子ケ垣内町 1
3	柊野小学校	33	5	北区上賀茂女夫岩町 21
4	大宮小学校	25	18	北区大宮中ノ社町 37
5	待鳳小学校	31	4	北区紫竹西北町 1-3
6	鳳徳小学校	22	3	北区紫野上鳥田町 30
7	紫竹小学校	20	6	北区紫竹下園生町 26
8	鷹峯小学校	20	3	北区鷹峯北鷹峯町 12
9	紫明小学校	22	5	北区小山東大野町 55
10	紫野小学校	15	19	北区紫野下築山町 21
11	衣笠小学校	13	13	北区平野宮本町 19-6
12	金閣小学校	35	1	北区平野上柳町 61-1
13	大將軍小学校	17	4	北区大將軍南一条町 48-2
14	室町小学校	5	19	上京区室町通上立売上る室町頭町 261
15	京極小学校	13	9	上京区寺町通石薬師下る西側染殿町 658
16	西陣中央小学校	9	0	上京区大宮通今出川上る観世町 135-1
17	乾隆小学校	25	3	上京区寺之内通千本東入 1 丁目下る姥ヶ寺之前町 919-3
18	翔鸞小学校	23	10	上京区御前通今出川上る鳥居前町 671
19	仁和小学校	0	32	上京区御前通一条下る東堅町 132-1
20	正親小学校	11	15	上京区浄福寺通中立売下る菱丸町 173
21	二条城北小学校	25	6	上京区浄福寺通下立売下る中務町 487
22	御所東小学校	0	39	上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町 290-2
23	洛中小学校	16	4	中京区壬生坊城町 57-1
24	朱雀第一小学校	27	5	中京区壬生朱雀町 8-2
25	朱雀第二小学校	22	4	中京区西ノ京左馬寮町 3-1
26	朱雀第三小学校	0	32	中京区壬生松原町 81
27	朱雀第四小学校	28	0	中京区西ノ京笠殿町 164
28	朱雀第六小学校	19	3	中京区西ノ京車坂町 15-5
29	朱雀第七小学校	10	21	中京区壬生東土居ノ内町 20
30	朱雀第八小学校	27	3	中京区西ノ京中御門西町 25
31	下京涉成小学校	33	0	下京区皆山町 438-1
32	下京雅小学校	0	42	下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町 59
33	梅小路小学校	15	15	下京区観喜寺町 3
34	光徳小学校	0	30	下京区中堂寺坊城町 26-1
35	七条小学校	23	8	下京区西七条石井町 61
36	西大路小学校	19	2	下京区七条御所ノ内西町 71-1
37	七条第三小学校	27	11	下京区西七条西石ヶ坪町 5
38	九条弘道小学校	19	5	南区西九条春日町 13
39	九条塔南小学校	22	5	南区西九条御幸田町 109
40	南大内小学校	26	1	南区八条内田町 20-2
41	唐橋小学校	14	19	南区唐橋西寺町 65
42	吉祥院小学校	36	1	南区吉祥院船戸町 34
43	祥栄小学校	41	0	南区吉祥院蔭絵町 14

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
44	祥豊小学校	23	11	南区吉祥院三ノ宮町 23
45	上鳥羽小学校	22	5	南区上鳥羽城ヶ前町 236
46	大藪小学校	26	9	南区久世大藪町 62
47	久世西小学校	32	9	南区久世上久世町 454
48	明德小学校	29	5	左京区岩倉忠在地町 221
49	岩倉南小学校	39	2	左京区岩倉北四ノ坪町 33
50	岩倉北小学校	18	7	左京区岩倉忠在地町 5
51	八瀬小学校	26	0	左京区八瀬秋元町 324-1
52	市原野小学校	18	3	左京区静市野中町 105
53	錦林小学校	21	18	左京区岡崎入江町 1-1
54	第三錦林小学校	33	0	左京区鹿ヶ谷宮ノ前町 6
55	第四錦林小学校	23	2	左京区吉田上阿達町 15-2
56	北白川小学校	19	7	左京区北白川別当町 70
57	養正小学校	21	3	左京区田中飛鳥井町 1
58	養徳小学校	18	13	左京区田中上大久保町 24
59	下鴨小学校	29	3	左京区下鴨宮崎町 4-2
60	葵小学校	10	22	左京区下鴨東梅ノ木町 8
61	修学院小学校	29	15	左京区修学院沖殿町 1
62	上高野小学校	10	18	左京区上高野松田町 8
63	修学院第二小学校	24	4	左京区一乗寺里ノ西町 35
64	松ヶ崎小学校	29	2	左京区松ヶ崎堀町 40
65	山階小学校	37	2	山科区西野大手先町 21
66	西野小学校	33	1	山科区西野櫃川町 34
67	山階南小学校	35	6	山科区東野八代 10
68	安朱小学校	0	23	山科区安朱山川町 17
69	鏡山小学校	32	8	山科区御陵血洗町 18
70	陵ヶ岡小学校	26	7	山科区御陵岡町 45
71	音羽小学校	30	8	山科区音羽森廻リ町 32
72	音羽川小学校	25	10	山科区音羽西林 36
73	大塚小学校	37	4	山科区大塚野溝町 59
74	勸修小学校	34	6	山科区勸修寺東栗栖野町 42
75	小野小学校	3	31	山科区小野蚊ヶ瀬町 2
76	百々小学校	37	8	山科区西野山百々町 173-1
77	大宅小学校	31	13	山科区大宅五反畑町 69-2
78	嵯峨小学校	33	5	右京区嵯峨釈迦堂大門町 35-1
79	広沢小学校	33	5	右京区嵯峨広沢西裏町 25
80	嵐山小学校	26	1	右京区嵯峨柳田町 35-1
81	常磐野小学校	21	20	右京区太秦京ノ道町 20-5
82	嵯峨野小学校	0	49	右京区嵯峨野千代ノ道町 53
83	御室小学校	26	4	右京区御室堅町 19
84	宇多野小学校	28	5	右京区宇多野上ノ谷 8
85	花園小学校	16	10	右京区花園車道町 1
86	高雄小学校	11	1	右京区梅ヶ畑奥殿町 15
87	太秦小学校	49	6	右京区太秦奥殿町 1-1
88	南太秦小学校	24	2	右京区太秦前ノ田町 22
89	安井小学校	26	3	右京区太秦安井柳通町 15
90	西院小学校	32	38	右京区西院春日町 3-1

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
91	山ノ内小学校	25	5	右京区山ノ内山ノ下町 22
92	梅津小学校	26	7	右京区梅津中村町 38
93	梅津北小学校	28	2	右京区梅津開キ町 16
94	西京極小学校	38	2	右京区西京極芝ノ下町 31
95	西京極西小学校	24	5	右京区西京極藪開町 4-1
96	葛野小学校	23	8	右京区西京極葛野町 2
97	川岡小学校	24	18	西京区川島滑樋町 14
98	川岡東小学校	29	0	西京区下津林東大般若町 44
99	檜原小学校	38	11	西京区檜原三宅町 24
100	松尾小学校	35	4	西京区松尾井戸町 32
101	嵐山東小学校	25	7	西京区嵐山東海道町 46
102	松陽小学校	0	33	西京区御陵北山下町 15
103	桂小学校	33	9	西京区桂巽町 75-5
104	桂徳小学校	25	3	西京区桂徳大寺南町 2
105	桂川小学校	38	4	西京区桂上野西町 274
106	桂東小学校	26	4	西京区桂市ノ前町 31
107	大枝小学校	23	12	西京区大枝塚原町 4-44
108	桂坂小学校	41	1	西京区御陵大枝山町二丁目 1-52
109	新林小学校	7	25	西京区大枝西新林町四丁目 4
110	境谷小学校	26	6	西京区大原野西境谷町三丁目 5
111	上里小学校	23	4	西京区大原野上里南ノ町 300
112	大原野小学校	29	1	西京区大原野灰方町 439
113	深草小学校	38	13	伏見区深草西伊達町 82-3
114	稲荷小学校	12	7	伏見区深草開土町 12-1
115	藤ノ森小学校	31	7	伏見区深草石橋町 11-2
116	藤城小学校	20	8	伏見区深草大亀谷五郎太町 37
117	砂川小学校	43	0	伏見区深草ケナサ町 25-5
118	竹田小学校	15	14	伏見区竹田桶ノ井町 8-2
119	桃山小学校	27	3	伏見区桃山町本多上野 107
120	桃山東小学校	21	19	伏見区桃山町伊庭 12
121	桃山南小学校	26	8	伏見区桃山町大島 38-109
122	醍醐小学校	21	8	伏見区醍醐東大路町 31-1
123	池田小学校	31	5	伏見区醍醐鍵尾町 17
124	池田東小学校	16	10	伏見区醍醐多近田町 2-2
125	春日野小学校	21	5	伏見区日野田中町 31
126	日野小学校	30	7	伏見区日野谷寺町 78
127	醍醐西小学校	32	0	伏見区醍醐川久保町 1
128	北醍醐小学校	18	1	伏見区醍醐片山町 11
129	伏見板橋小学校	33	3	伏見区下板橋町 610
130	伏見南浜小学校	36	4	伏見区丹後町 142
131	伏見住吉小学校	25	1	伏見区住吉町 455
132	下鳥羽小学校	29	1	伏見区下鳥羽長田町 203
133	横大路小学校	15	3	伏見区横大路草津町 54-1
134	納所小学校	27	3	伏見区納所妙徳寺 1
135	向島小学校	24	4	伏見区向島善阿弥町 2-3
136	向島藤の木小学校	30	4	伏見区向島藤ノ木町 82-5
137	神川小学校	23	25	伏見区久我東町 60-2

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
138	久我の杜小学校	32	10	伏見区久我東町 209
139	羽束師小学校	43	2	伏見区羽束師菱川町 640
140	明親小学校	15	17	伏見区淀池上町 106
141	美豆小学校	24	8	伏見区淀美豆町 1244

2 中学校の対象校

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
1	加茂川中学校	33	9	北区紫竹上長目町 5
2	西賀茂中学校	32	5	北区西賀茂円峰 2-26
3	旭丘中学校	0	43	北区紫野東蓮台野町 1
4	衣笠中学校	33	7	北区衣笠衣笠山町 2
5	烏丸中学校	19	4	上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町 647-23
6	上京中学校	36	4	上京区一条通室町西入東日野殿町 395・ 396
7	嘉楽中学校	0	31	上京区今出川通千本東入般舟院前町 148
8	二条中学校	15	18	上京区竹屋町通千本東入主税町 911
9	北野中学校	31	1	中京区西ノ京中保町 1-4
10	朱雀中学校	3	32	中京区壬生中川町 20-1
11	松原中学校	0	35	中京区壬生相合町 1
12	中京中学校	24	2	中京区西ノ京北聖町 51
13	西ノ京中学校	28	8	中京区西ノ京永本町 7-1
14	洛風中学校	11	2	中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3
15	七条中学校	24	6	下京区西七条御領町 32
16	洛友中学校	32	0	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町 51-2
17	八条中学校	31	3	南区唐橋門脇町 35
18	九条中学校	12	12	南区西九条南小路町 1
19	洛南中学校	70	2	南区吉祥院落合町 31
20	久世中学校	25	10	南区久世殿城町 481-1
21	岡崎中学校	41	0	左京区岡崎東天王町 1
22	高野中学校	0	37	左京区田中上古川町 25
23	下鴨中学校	25	7	左京区下鴨泉川町 40-1
24	近衛中学校	0	32	左京区吉田近衛町 26-53
25	修学院中学校	8	26	左京区一乗寺御祭田町 2
26	洛北中学校	13	31	左京区岩倉忠在地町 823
27	山科中学校	29	12	山科区東野八反畑町 50-1
28	勸修中学校	57	1	山科区勸修寺平田町 92
29	大宅中学校	21	15	山科区大宅山田 113
30	安祥寺中学校	0	28	山科区西野今屋敷町 9-6
31	音羽中学校	44	8	山科区大塚野溝町 86
32	花山中学校	9	26	山科区北花山横田町 27-1
33	醍醐中学校	20	3	伏見区醍醐岸ノ上町 21
34	春日丘中学校	21	5	伏見区日野谷寺町 50
35	栗陵中学校	33	4	伏見区醍醐池田町 17-1
36	蜂ヶ岡中学校	36	7	右京区嵯峨野開町 1-1
37	太秦中学校	36	4	右京区太秦多藪町 14-144

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
38	嵯峨中学校	38	2	右京区嵯峨新宮町 63-2
39	四条中学校	20	14	右京区西院日照町 1
40	西京極中学校	34	4	右京区西京極宮ノ東町 1
41	梅津中学校	25	4	右京区梅津北川町 34
42	西院中学校	24	5	右京区西院矢掛町 5
43	双ヶ丘中学校	0	40	右京区花園岡ノ本町 5-1
44	桂中学校	26	21	西京区上桂森上町 26
45	松尾中学校	26	6	西京区松室中溝町 101
46	桂川中学校	32	4	西京区下津林東大般若町 43
47	檜原中学校	29	12	西京区檜原蛸田町 11
48	大枝中学校	35	2	西京区御陵大枝山町二丁目 1-91
49	洛西中学校	27	1	西京区大原野西境谷町二丁目 8
50	大原野中学校	22	10	西京区大原野上里南ノ町 18
51	深草中学校	36	13	伏見区深草西伊達町 1-4
52	藤森中学校	39	27	伏見区深草池ノ内町 55
53	桃山中学校	38	8	伏見区桃山水野左近東町 19
54	伏見中学校	21	21	伏見区御駕籠町 97
55	神川中学校	55	11	伏見区羽束師菱川町 741
56	桃陵中学校	0	35	伏見区桃陵町 1-1
57	向島東中学校	24	5	伏見区向島吹田河原町 138
58	洛水中学校	0	24	伏見区横大路竜ヶ池 31
59	大淀中学校	19	15	伏見区淀下津町 257-7

3 義務教育学校の対象校

No	学校名	更新対象室数	更新対象外室数	所在地
1	東山泉小中学校	88	0	東山区大和大路通七条下る 5 丁目下池田町 527 東山区泉涌寺山内町 5
2	凌風小中学校	95	0	南区東九条下殿田町 56
3	大原小中学校	26	6	左京区大原来迎院町 22
4	花背小中学校	28	0	左京区花脊大布施町 797
5	宕陰小中学校	8	3	右京区嵯峨越畑南ノ町 32-2

別紙2 日程

1 事業契約締結の日

京都市会の議決があった日

2 引渡し

- (1) 新設設備の引渡しは、令和13年3月31日までに完了する。
- (2) 引渡し日は、令和9年度から令和12年度までの各事業年度の6月、8月、12月及び3月の各末日（ただし、12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。）の年4回のうちいずれかとし、当該年度に施工を行う対象校毎に引渡しを行う。
- (3) 各対象校の引渡し日は、**別紙4（提出書類）「2」「(1)」**に記載の予定工程表等により、本市と事業者が協議の上定める。

3 性能保証業務期間

令和9年9月以降の引渡し日の翌日から13年間

4 維持管理業務期間

令和9年4月1日から令和26年3月31日まで

- (1) 新設設備
令和9年9月以降の引渡し日の翌日から令和26年3月31日まで
- (2) 更新対象設備
令和9年4月1日から更新のため当該設備等を撤去する日まで
- (3) 更新対象外設備
令和9年4月1日から令和26年3月31日まで

5 契約期間の満了の日

令和26年3月31日

【※本事業契約締結までに、事業提案書類に基づき具体的な日程について定める。】

別紙3 遵守すべき法制度等

1 法令等

- ・ 計量法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 道路交通法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令

2 条例等

- ・ 京都市建築基準条例
- ・ 京都市環境基本条例
- ・ 京都市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- ・ 京都市火災予防条例

- ・ 京都市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則
- ・ 京都府庁グリーン調達方針
- ・ 京都府環境を守り育てる条例
- ・ 京都市風致地区条例
- ・ 京都市市街地景観整備条例
- ・ 京都市環境影響評価等に関する条例
- ・ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・ 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例
- ・ 京都市地球温暖化対策条例
- ・ 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例
- ・ 京都市道路占用規則
- ・ 京都市自家用電気工作物保安規程
- ・ 京都市契約事務規則
- ・ 京都市公共建築デザイン指針
- ・ 京都市公共建築物脱炭素仕様

3 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にすることとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする。）。なお、基準類は全て最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について本市及び事業者で協議を行うものとする。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針
- ・ 建築物の省エネルギー基準と計算の手引
- ・ 給排水設備技術基準・同解説

- ・ 換気・空調設備技術基準・同解説
- ・ 消防用設備等の運用基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電機設備管理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ・ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ・ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩
- ・ 防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)
- ・ 各種計算基準(一般社団法人 日本建築学会)

4 その他

本事業の実施に当たり必要となる関係法令 等

別紙4 提出書類

本市に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。ただし、適宜協議できるものとする。また、記載のある提出書類の他、法令等に基づき必要のある書類や本事業を遂行する上で本市が必要と判断する書類についても、作成し提出する。

各提出書類の提出媒体（紙媒体又は電子媒体）については、本市の指示に従う。

1. 設計業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	設計計画書	1	A4	
2	業務水準チェックリスト ※	1	A4	
3	着手届	1	A4	対象校ごと
4	管理技術者等届	1	A4	管理技術者、設計担当者。 経歴書等を含む。
5	協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び市が必要に応じ指示するもの	1	A4	対象校ごと
6	設計業務体制表	1	A4	対象校ごと
7	設計業務工程表	1	A3	対象校ごと

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(2) 設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務報告書	1	A4	
2	打合せ議事録	1	A4	

(3) 設計完了時(対象校ごと)に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※	1	A4	対象校ごと
2	業務完了届	1	A4	対象校ごと
3	成果物納入届	1	A4	対象校ごと
4	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと
5	設計図	1	A4	対象校ごと、A3 二つ折り製本
6	品質管理チェックリスト（施工業務／工事監理業務）	1	A4	対象校ごと
7	設計計算書（必要な物全て）	1	A4	対象校ごと

8	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	A3	対象校別と全対象校の集計
9	工事積算数量算出書	1	A4	対象校ごと
10	工事積算数量調書	1	A4	対象校ごと
11	工事内訳書	1	A4	対象校ごと

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

2. 施工業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※	1	A4	対象校ごと
2	着手届	1	A4	対象校ごと
3	現場担当者等（監理技術者、主任技術者）届	1	A4	対象校ごと
4	経歴書（監理技術者、主任技術者）	1	A4	対象校ごと
5	施工計画書	1	A4	対象校ごと、工事概要、仮設計画、現場組織表、緊急連絡体制、防災マニュアル等含む
6	使用資材一覧表	1	A4	対象校ごと
7	予定工程表	1	A3	対象校ごと、各施工年度の前年度に提出し承認を得ること
8	施工体制台帳	1	A4	対象校ごと （機械設備、電気設備ごと）
9	施工体系図	1	A3	対象校ごと
10	緊急連絡先届	1	A4	対象校ごと
11	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	
12	工事保険証書の写し	1	A4	
13	登録のための確認のお願い	1	A4	コリンズ

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(2) 各対象校の施工中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※	1	A4	対象校ごと
2	納入仕様書	1	A4	対象校ごと （機械設備、電気設備ごと）
3	実施工程表	1	A4	対象校ごと （機械設備、電気設備ごと）

4	施工図	1	A3	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)
5	施工体制台帳	1	A4	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)
6	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)
7	機器搬入計画書	1	A4	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)
8	産業廃棄物管理票 (写し)	1	A4	対象校ごと
9	アンカーボルト強度試験報告書	1	A4	対象校ごと
10	協議記録	1	A4	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)
11	工事請負契約書の写し	1	A4	対象校ごと

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(3) 各対象校の引渡し時・施工完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※	1	A4	対象校ごと
2	工事完了届	1	A4	対象校ごと
3	完成写真	1	A4	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)
4	品質管理チェックリスト	1	A4	対象校ごと
5	建設物副産物処理報告書	1	A4	対象校ごと
6	産業廃棄物管理票 (写し)	1	A4	対象校ごと
7	フロン回収工程管理票 A、E	1	A4	対象校ごと
8	家電リサイクル券 (写し)	1	A4	対象校ごと
9	工事日報	1	A4	対象校ごと
10	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと
11	完成図	2	A4	対象校ごと (機械設備、電気設備ごと)、A3 二つ折り製本 (1部は対象校へ納品)
12	各種計算書	1	A4	対象校ごと
13	機器完成図	1	A4	対象校ごと
14	機器性能試験報告書	1	A4	対象校ごと
15	機器取扱説明書	1	A4	対象校ごと、対象校へ納品
16	機器納入者連絡先表	1	A4	対象校ごと
17	試運転調整記録	1	A4	対象校ごと
18	完成確認報告書	1	A4	対象校ごと
19	保証書	1	A4	対象校ごと
20	付属工具・鍵リスト	2	A4	対象校ごと、対象校へ納品
21	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	対象校ごと

22	建設業退職金共済制度に係る報告書	1	A4	
23	登録内容確認書	1	A4	コリンズ

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

3. 工事監理業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※	1	A4	対象校ごと
2	工事監理着手届	1	A4	対象校ごと
3	工事監理者届	1	A4	対象校ごと
4	協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び本市が必要に応じ指示するもの	1	A4	対象校ごと
5	工事監理業務体制表	1	A4	対象校ごと
6	工事監理業務工程表	1	A3	対象校ごと

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(2) 工事監理中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	工事監理報告書	1	A4	
2	質疑・協議応答書	1	A4	
3	指示・連絡事項	1	A4	

(3) 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト ※	1	A4	対象校ごと
2	業務完了届	1	A4	対象校ごと
3	完成検査記録	1	A4	対象校ごと
4	品質管理チェックリスト	1	A4	対象校ごと
5	打合せ議事録	1	A4	対象校ごと

※必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

4. 性能保証業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	性能保証業務計画書	1	A4	
2	年度業務計画書	1	A4	

(2) 性能保証期間中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	年度業務報告書	1	A4	
2	その他報告書	1	A4	詳細は事業者提案による

5. 維持管理業務に係る提出書類

(1) 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	維持管理業務計画書	1	A4	

(2) 維持管理期間中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	年度業務報告書	1	A4	(フロン排出抑制法に基づく定期点検記録、維持管理業務実施記録他)
2	その他報告書	1	A4	詳細は事業者提案による

別紙5 性能保証業務・維持管理業務の内容

事業者は、性能保証業務及び維持管理業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等及び各業務に係る業務水準を遵守し、本事業契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

性能保証業務及び維持管理業務の内容は、本事業契約締結後、要求水準書を基に、事業提案書類で提案された内容を含めて、性能保証業務計画書及び維持管理業務計画書において規定する。

事業者は、維持管理業務の一環である空調設備等の法定点検に際しては、フロン排出抑制法に基づく冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、本市及び学校に報告する。この際、冷媒の漏洩等が認められる場合は、本市及び学校に報告し、速やかに対策を講じる。

別紙6 性能保証業務計画書・維持管理計画書、年度業務計画書及び年度収支計画書

【※本事業契約締結後、事業提案書類に基づき本市と事業者との間で協議した上で、本市が定める。】

別紙7 月報及び半期報告書

【※本事業契約締結後、事業提案書類に基づき本市と事業者との間で協議した上で、本市が定める。】

別紙8 年度業務報告書及び年度収支報告書

【※本事業契約締結後、事業提案書類に基づき本市と事業者との間で協議した上で、本市が定める。

なお、年度収支報告書には、以下に掲げる計算書類等を含むものとする。

1 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 条）第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び附属明細書

2 上記に係る公認会計士の監査報告書の写し

3 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書その他、本市が合理的に要求する書類】

別紙9 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

空調設備等の性能保証業務及び維持管理業務（以下「維持管理業務等」という。）に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等に係る手続については、原則として次のとおりとし、本事業契約の締結後、本市と事業者で当該手続の詳細について協議した上で、本市が決定する。

1 モニタリングの種類

本別紙で定める本市が行うモニタリングは、性能保証・維持管理期間中に定期的又は随時実施する、以下の（１）から（３）に定める３種類のモニタリングとする。

- （１）新設設備の性能に係るモニタリング
- （２）維持管理業務に係るモニタリング
- （３）財務モニタリング

なお、設計、施工及び引渡し時のモニタリングは、本事業契約に定める設計、施工及び引渡し時に行う確認及び完成確認等によって行うものとする。また、事業期間終了時におけるモニタリング（新設設備の性能の確認及びその他事業指針に定める水準の確認）の方法等は、本別紙等を参考に、事業期間終了の３か月前までに、本市と事業者で協議の上、本市が定めるものとする。

2 モニタリングの基準

本市が行うモニタリングの基準は、以下のとおりとする。なお、財務モニタリングの基準、方法については「**7 財務モニタリング**」を参照のこと。

（１）新設設備に係る性能基準

事業者は、要求水準書及び事業提案書類に基づいて、新設設備に係る性能基準（エネルギー消費性能（燃費）、室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等）を定め、本市の承諾を得て、維持管理業務等計画書に記載する。

（２）維持管理業務に係る業務水準

事業者は、要求水準書及び事業提案書類に基づいて、維持管理業務に係る水準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、本市の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

3 モニタリングに係る事業者の義務

（１）事業者の証明義務

事業者は、性能保証業務の実施内容が新設設備に係る性能基準を満たしていること、維持管理業務の実施内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていること、その他本事業契約に定める事業者の義務の履行が適切に行われていることを、本市に対して説明し、証明する義務を負う。また、本市は事業者に対して、本事業契約に定める事業者の義務の履行が適切に行われていることの証明を求めることができる。

(2) マネジメントシステムを構築する義務

事業者は、本事業契約や事業指針に基づいて、性能保証業務の実施内容が新設設備に係る性能基準を満たし、維持管理業務の実施内容が維持管理業務に係る業務水準を満たし、その他本事業契約に定める業務を適切に遂行するための仕組みを構築し、事業期間にわたって維持、改善するものとする。これらの仕組みは、事業者が文書化（原則として、性能保証業務計画書及び維持管理業務計画書並びにその附属書類（以下総称して「維持管理業務計画書等」という。）に定めるものとする。）することとする。また、業務の実施結果は適切に記録し、事業期間終了まで保管するものとする。

さらに、本市によるモニタリング、セルフモニタリング、故障への対応及び苦情・要望等への対応等の結果、維持管理業務計画書等で定める業務内容の見直しが必要となった場合には、本市と協議の上、業務内容・方法等の見直し等の改善を行い、本市の承諾を得るものとする。

(3) セルフモニタリングを行う義務

事業者は、自らの費用負担において、空調設備等の性能保証業務及び維持管理業務に関して、新設設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を充たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書面にて本市に報告しなければならない。また、セルフモニタリングには、本別紙を含む本事業契約に定める本市のモニタリングの内容を包含していなければならない。

なお、本市は、事業者が行ったセルフモニタリングの結果を、本市が行うモニタリングに活用することができる。

(4) 本市が行うモニタリングへの協力義務

本市は、維持管理業務等について、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め、又はその実施状況を立会いのうえ、確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき本市に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、事業者による実施状況が、事業者の提案水準を達成していないことが判明した場合、本市は事業者に対してその是正を指導するものとし、事業者は随時、対応状況を本市に対して報告しなければならない。

本市は、説明要求及び説明の実施、立会の実施を理由として、維持管理業務等の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(5) その他必要な措置を行う義務

事業者は、上記に定める義務だけでなく、必要に応じて本事業契約の履行を円滑に行うために必要となる措置を行うものとする。

4 記録

(1) 性能保証業務に関する記録

事業者は、少なくとも以下に示す項目について、計測し、記録を残すものとする。なお、事業提案書類において、下記に示す以外のデータの計測の提案がなされた場合には、その提案に基づくデータについても、適切に計測し、記録するものとする。

ア 温度

事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち6校(年12校)の1割程度の対象室について、空調設備等を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度等の測定を行い、記録すること。

イ 稼働時間

各室外機別の月別運転時間を計測し、記録すること。また、各対象室別(室内機別)の日別、月別運転時間を計測し、記録すること。

ウ エネルギー消費量

本事業に係る各対象校別の月別エネルギー消費量(デマンドを含む。)を計測し、記録すること。ただし、室外機別に合理的に按分できる方法を考慮すること。

エ 燃費実績

各室外機別の全負荷相当運転時間当たりの消費エネルギー量の実績値を算出し、報告すること。

(2) 維持管理業務に関する記録

事業者は、維持管理業務を実施した場合には、その都度記録を残さなければならない。以下に維持管理業務に関する記録を例示するが、これに限られるものではない。

(維持管理業務に関する記録の例)

- ・ シーズンイン点検に関する記録
- ・ 故障、苦情への対応等に関する記録
- ・ 修繕等の対策の状況に関する記録
- ・ 空調設備等の稼働状況、エネルギー使用量等に関する記録
- ・ 適正化に関する助言の状況に関する記録

- ・その他、維持管理業務に関する記録

(3) その他の業務に関する記録

事業者は、(1) 及び (2) で示す以外でも、本事業契約に関する業務若しくは本事業契約に付随して業務を行った場合には、その都度記録すること。

5 性能保証業務に係るモニタリングの方法及び是正措置等

(1) 性能保証業務に係るモニタリングの方法

本市は、性能保証業務に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ア 書類検査による性能モニタリング
- イ 実地検査による性能モニタリング
- ウ 随時に行う性能モニタリング

(2) 書類検査による性能モニタリングの方法

本市が行う書類検査による性能モニタリングは、原則として、以下の性能検証項目及び検証方法によって行うものとする。事業者は、本市が行うモニタリングに必要な計測、記録を行うとともに、その結果を報告すること。

なお、事業者は、本市が行うモニタリング以外に、学校の機器運用上のチェック（適正利用の助言）を行うため、対象室別の各日稼働時間（各室内機の日ごとの稼働時間）についても、計測し、記録するものとする。

性能検証項目	検証方法
温度	① 事業者は、事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち6校（年12校）の1割程度について、空調設備等を運転させた状態で、機材を用いた室内温度及び外気温度の測定を行い、記録し、その結果を月報とともに本市に提出するものとする。 ② 本市は原則として①の資料をもとに性能達成を判断する。
室外機のエネルギー消費性能	① 事業者は各月の室外機別運転時間を計測し、記録すること。また、月別負荷率を勘案した全負荷相当運転時間を算出し、記録すること。 ② 事業者は当該月のエネルギー消費量を全負荷相当運転時間で割り、燃費実績（kWh/h又はm ³ /

	<p>h。以下「a」という。)を算出し、記録すること。</p> <p>③ ③事業者は、事業者が事業提案書類に記載した定格燃費に安全率(15%とする。)を考慮した燃費(以下「b」という。)とaを比較した資料を月ごとに作成し、月報とともに本市に提出すること。</p> <p>④ 本市は原則として③の資料をもとに性能達成を判断する。aがbを上回っていた場合には性能未達の可能性ありと判断し、事業者に期間を示して原因究明の指示若しくは是正勧告を行うものとする。</p> <p>⑤ 本市は④に定める場合以外でも、学校からの苦情等により、空調設備等に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、事業者に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。</p>
エネルギー消費量	<p>① 事業者は、各月の学校別の本事業に係るエネルギー消費量を計測し、事業者の提案における各月の学校別の本事業に係るエネルギー消費量との乖離がないかどうかの確認を行うものとする。また、その結果を月報とともに本市に提出するものとする。</p> <p>② 本市は原則として①の資料をもとに性能達成を判断する。</p>
その他の性能項目	<p>① 事業者は、必要に応じて、その他の性能項目(室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等)についても検証するものとする。</p> <p>② 本市は、学校からの苦情等により、その他の性能項目について空調設備等に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、事業者に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。</p>

(3) 実地検査による性能モニタリングの方法

書類検査による性能モニタリングの結果、性能が水準に達していない可能性があると思われる場合には、本市は事業者に対して、実地検査による性能モニタリングを求めることが

できる。実地検査の方法は、事業者が定め、本市の承諾を得るものとする。事業者は実地検査を実施し、本市は実施検査の方法、検査結果等に基づいて、新設設備に係る性能基準の達成を判定し、未達成と判断する場合には、事業者には是正勧告を行うことができる。

(4) 随時に行う性能モニタリングの方法

事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により、空調設備等の故障等、空調設備等の利用に支障が生じた場合には、速やかに是正を行って、本市に報告するものとする。

また、事業者は、空調設備等の故障等が事業者の責めに帰すべき事由によらない場合でも、速やかに対応を行わなければならない。この場合の費用負担については本事業契約の定めるところによるものとする。

本市は、学校等から空調設備等の利用に支障が生じた旨の報告を受けた場合には、速やかに事業者に対応を指示するものとする。また、その原因が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、新設設備に係る性能基準の未達成を確認して、事業者には是正勧告を行うものとする。

(5) 新設設備の性能が新設設備に係る性能基準を満たしていない場合の措置

本市によるモニタリングの結果、新設設備の性能が新設設備に係る性能基準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

ア サービス対価の減額

本市によるモニタリングの結果、新設設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、本市が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、本市は、事業者に対して支払う対価を(6)の規定に従って減額することができる。

イ エネルギーコストの負担

事業期間中に、空調設備等の性能が、事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理業務等に係る業務水準を下回ったことに起因して本市が負担したエネルギーコストについては、本市は合理的な範囲内で事業者に当該費用の負担を求めることができるものとし、事業者はこれを負担しなければならない。

ウ 損害賠償の請求

新設設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、かつその事由が瑕疵、事業者の故意又は重過失によるものであることが判明した場合、かつアに定める対価の減額分を超える損害が本市に発生する場合、本市は損害のうちの超過部分に相当する部分について、事業者に損害賠償を請求することができる。

(6) 新設設備の性能に係るサービス対価の減額方法

ア 減額の対象となる事態

新設設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在すると確認された場合には、本市は減額ポイントを付与することができる。その減額ポイントは、半期ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該期に支払う設計・施工等のサービス対価に一定の割合をかけて算出する金額を当該期に支払うサービス対価から減額する。

なお、新設設備の性能が提案水準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは、以下に示すア) 又はイ) の事態をいう。

ア) 新設設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 新設設備が故障等により稼働しない。
- ・ 新設設備の安全上の問題（室内機の落下の危険性が明らかに生じている、冷媒等の漏洩等が発生している等）や著しい性能劣化（当該空調設備等の運用によって発生する大きな騒音のため、教育活動に重大な影響が生じている等）のために使用することができない。

イ) 新設設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 新設設備が稼働しているにも関わらず、要求水準に示された運用室内温度に達しない（ただし、外気条件を考慮するものとする。）。
- ・ 新設設備の単位時間当たりの使用エネルギー量（燃費）が、事業者の提案する水準から乖離した状態が連続的又は断続的に発生する。

イ 減額ポイント

減額ポイントは空調設備等の室単位、1日単位で以下のとおりとする。本市は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、事業者の責めに帰すことのできない事由や、事前に事業者の申し出に基づいて、本市が減額対象としないことを承諾していた事由によって、新設設備に係る性能基準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

減額の対象となる事態	減額ポイント
新設設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	1日、1室あたり5ポイント
新設設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合	1日、1室あたり1ポイント

減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを加算するものとする。

減額の対象となる事態が複数室にわたり確認される場合は、室ごとに減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを加算したものを合算するものとする。

ウ 減額ポイントの支払額への反映

モニタリング終了時に、減額ポイントがある場合には、事業者に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、半期分の減額ポイントの合計を計算し、当該期に支払う維持管理のサービス対価に、下表にしたがって定める減額割合を掛けて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期のサービス対価から控除し、支払額を事業者に通知する。

半期分の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (半期分の減額ポイント合計をXとする。)
450,001～	100%減額
4,501～450,000	$(X/450,000) \times 100\%$ 減額
0～4,500	0% [減額なし]

※1%未満は四捨五入

6 維持管理業務に係るモニタリングの方法及び是正措置等

(1) 維持管理業務に係るモニタリングの方法

本市は、維持管理業務に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ア 書類検査による維持管理モニタリング
- イ 実地検査による維持管理モニタリング
- ウ 随時に行う維持管理モニタリング

(2) 書類検査による維持管理モニタリングの方法

本市が行う書類検査による維持管理モニタリングは、原則として、以下の方法によって行うものとする。

ア 年度業務計画書の提出と確認

事業者は本市に対し、毎事業年度開始1か月前までに年度業務計画書を提出し、本市の承認を得るものとする。本市は、年度業務計画書が維持管理業務計画書で定める維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

イ 月報の提出と確認

事業者は毎月の維持管理業務を実施した後、月報を提出する。本市は、維持管理業務計画書をもとに、月報に記載の内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

ウ 半期報告書及び年度業務報告書の提出と確認

事業者は毎事業年度、上期及び下期の満了後に半期報告書を、また下期の満了後に年度業務報告書をそれぞれ提出する。本市は、維持管理業務計画書をもとに、半期報告書及び年度業務報告書に記載の内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

(3) 実地検査による維持管理モニタリングの方法

本市は、書類検査の結果、必要と認める場合には、維持管理業務を実施した場所において、月報、半期報告書及び年度業務報告書に記載された内容が維持管理業務に係る業務水準を満たしていることを確認することができる。この際、本市は事業者に対して維持管理業務の実施状況について、実地検査による説明を求めることができるものとし、事業者は説明する義務を負うものとする。

(4) 随時に行う維持管理モニタリングの方法

本市は、苦情等により必要と認めるときは、随時、事業者に対して書類検査によるモニタリング又は実地検査によるモニタリングを行うことができる。この際、本市は事業者に対して維持管理業務の実施状況について、書類の提出若しくは実地検査による説明を求めることができるものとし、事業者は説明する義務を負うものとする。

(5) 維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置

本市によるモニタリングの結果、維持管理業務が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

ア 維持管理等のサービス対価の減額

モニタリングの結果、維持管理業務の状況が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合でかつ是正勧告が行われたにもかかわらず、本市の定める期限内に事業者が改善を行わない場合には、本市は、維持管理等のサービス対価のうち、対象業務に対応する部分の減額を行う。

イ 契約の解除

維持管理等のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、本市は第 81 条（本市による契約解除）第 2 項第 3 号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

(6) 維持管理業務に係るサービス対価の減額方法

ア 減額の対象となる事態

本市によるモニタリングの結果、維持管理業務の状況が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合には、本市は減額ポイントを付与することができる。減額ポイントは、半期ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該期に支払う維持管理等のサービス対価に一定の割合を掛けて算出する金額を当該期に支払うサービス対価から減額する。

維持管理業務の状況が維持管理業務に係る業務水準を満たしていない場合とは、以下に示すア) 又はイ) の事態をいう。

ア) 空調設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合 (明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 事業者の維持管理の不履行等に起因する人身事故が発生する。
- ・ 事業者が故意に業務を放棄する。
- ・ 事業者が本市に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。
- ・ 事業者が本市と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。
- ・ 事業者が本事業契約に基づき行う本市からの指導・指示に従わない。
- ・ 事業者が、空調設備等が使用不能又は提案水準と比べ著しく機能が低下する状況又は事業者の維持管理の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず本市への報告を行わない、又は故意に遅滞する。
- ・ 事業者が業務実施状況の確認の上での重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）を紛失・改ざんする。

イ) 空調設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合 (明らかに支障がある場合の例)

- ・ 事業者による業務の怠慢が認められる。
- ・ 事業者が連絡業務を遅滞する。
- ・ 事業者が諸届、報告書の処理を遅滞する。
- ・ 事業者のクレーム処理に不備がある。
- ・ 事業者の業務実施状況の確認の上での重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）の管理不行届きが認められる。

イ 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。本市は、半期ごとに当該期に行ったモニタリングの結果をふまえて、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、事業者の責めに帰すことのできない事由や、事前に事業者の申し出に基づいて、本市が減額対象としないことを承諾していた事由によって、維持管理業務に係る業務水準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

減額の対象となる事態	減額ポイント
空調設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	各項目について5ポイント
空調設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合	各項目について1ポイント

また、継続的に発生する場合は、本市が示す是正期間の経過後、再度減額ポイントを加算する。期間については、減額ポイントを加算する事項の発生した際に、その状況に応じて本市が定め、事業者へ通知するものとする。

ウ 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者へ減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、半期分の減額ポイントの合計を計算し、当該期に支払う維持管理のサービス対価に、下表にしたがって定める減額割合を掛けて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、

当該期の維持管理サービス対価から控除し、支払額を事業者へ通知する。

半期分の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (半期分の減額ポイント合計をXとする。)
101～	100%減額
43～100	(1.5X-50) %減額 [15%～100%の減額]
16～42	(0.5X-7.5) %減額 [1%～14%の減額]

※1%未満は四捨五入

(7) 事業者による請求

事業者は、本市が行うモニタリングの際に、減額ポイントの全部又は一部を加算すべきでないという合理的な根拠（減額の対象となる事態の発生原因が、事業者の責めに帰すべき事由のみではない等）を示すことで、加算すべき減額ポイントの見直しを本市に請求することができる。本市は、事業者の示した合理的な根拠を考慮した結果、事業者の示した根拠に理由があり、減額ポイントの全部又は一部を加算することが不合理であると判断する場合には、減額ポイントの全部又は一部を加算しないことができる。

7 財務モニタリング

(1) 財務モニタリングの方法

事業者は、第53条（報告書等の作成）及び第60条（報告書等の作成）に従って、本市に年度業務計画書、年度収支計画書、年度業務報告書及び財務書類を提出し、本市はこれを確認するものとする。

(2) 財務モニタリングの基準

財務モニタリングの基準は、事業提案書類、事業収支計画書及び年度収支計画書によるものとする。

(3) 財務モニタリングに係る提出書類及び提出時期

ア 事業収支計画書の提出

事業者は、事業契約締結後、可能な限り速やかに、性能保証・維持管理期間にわたる収支計画書を提出し、本市の承認を得るものとする。本市は、事業者が提出した事業収支計画書と事業提案書類を比較検討の上、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

イ 年度収支計画書の提出

事業者は、当該事業年度の収支計画書を前年度に提出し、当該事業年度開始1か月前までに、本市の承認を得るものとする。本市は、事業者が提出した年度収支計画書と事業提案書類、事業収支計画書を比較検討の上、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

ウ 年度収支報告書（財務書類）の提出

事業者は、当該事業年度終了後3か月以内に、当該年度の収支報告（財務書類）を提出し、本市の承認を得るものとする。本市は、事業者が提出した年度収支報告書と事業提案書類、事業収支計画書、年度収支計画書を比較検討の上、問題がないと認める場合には、承認するものとする。

(4) 財務モニタリングの方法

本市は、提出された書類と財務モニタリングの基準との間に差異がある場合には、差異の理由について、事業者に説明を求めることができるものとし、事業者はこれに対して説明を行わなければならない。

(5) 是正措置

本市による財務モニタリングの結果、事業の安定性、継続性に疑義が認められる場合には、本市は事業者に対して財務状況の是正を勧告するものとする。

別紙 10 支払金額等

1. 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金【 】円

ただし、設計変更、金利変動、物価変動及び法令の変更による設計・施工等のサービス対価及び維持管理等のサービス対価の増減額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、本市と事業者で協議のうえ、変更することがある。

（内訳）

設計・施工等のサービス対価 【 】円

一括支払分（消費税及び地方消費税込み）	【 】円
うち一括支払分に係る消費税及び地方消費税	【 】円
割賦元本分（消費税及び地方消費税込み）	【 】円
うち割賦元本分に係る消費税及び地方消費税	【 】円
割賦手数料	【 】円

維持管理等のサービス対価 【 】円

維持管理費等（消費税及び地方消費税込み）	【 】円
うち維持管理費等に係る消費税及び地方消費税	【 】円

2. 支払金額並びにその内訳

(1) 各期の支払総額

支払対象期	合計額	各期の支払総額	
		うち割賦手数料	うち消費税及び地方消費税
令和9年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和10年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和11年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和12年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和13年度 上期	円	円	円

同	下期	円	円	円
令和14年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和15年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和16年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和17年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和18年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和19年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和20年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和21年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和22年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和23年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和24年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和25年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円

(2) 設計・施工等のサービス対価の各期支払い金額

支払対象期	合計額	各期の支払総額		
		うち一括支払分 及び割賦元本 (消費税及び地 方消費税を除 く)	うち一括支払分 及び割賦元本に 係る消費税及び 地方消費税	うち割賦手数料
令和9年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和10年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和11年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和12年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和13年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和14年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和15年度 上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和16年度 上期	円	円		円

同 下期	円	円		円
令和17年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和18年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和19年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和20年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和21年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和22年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和23年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和24年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円
令和25年度上期	円	円		円
同 下期	円	円		円

(3) 維持管理等のサービス対価の各期支払い金額

支払対象期	合計額	各期の支払総額	
		うち維持管理費等 (消費税及び地方消費税を除く)	うち維持管理費等に 係る消費税及び地方 消費税
令和9年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和10年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和11年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和12年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和13年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和14年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和15年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和16年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和17年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和18年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
令和19年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

令和 20 年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和 21 年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和 22 年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和 23 年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和 24 年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円
令和 25 年度	上期	円	円	円
同	下期	円	円	円

別紙 11 サービス対価の支払方法

1. サービス対価の構成

本市が事業者に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理等のサービス対価により構成される。

設計・施工等のサービス対価は、設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用に加えて、SPC 設立費等の開業準備費、割賦手数料等を含む。

維持管理等のサービス対価は、性能保証業務、維持管理業務に係る費用に加えて法人税など法人の利益に対して掛かる税金、SPC の運営費や利益等を含む。

項目		サービス対価を構成する費用の内容	
設計・施工等のサービス対価 (設備整備費相当額)			
一括支払分	設備整備費 【一括支払分】	サービス対価 A	<ul style="list-style-type: none"> ・設計に係る費用の 95% ・施工に係る費用の 95% ・工事監理に係る費用の 95% ・所有権移転に係る費用 ・建中金利 ・融資組成費用 ・SPC 設立に係る費用 ・その他設備整備に関して必要な費用 等
割賦支払分	設備整備費 【割賦元本分】	サービス対価 A	<ul style="list-style-type: none"> ・設計に係る費用の 5% ・施工に係る費用の 5% ・工事監理に係る費用の 5%
	割賦手数料	サービス対価 B	設備整備費【割賦元本分】の割賦支払に必要な金利
維持管理等のサービス対価 (維持管理費相当額)		サービス対価 C	<ul style="list-style-type: none"> ・SPC 運営費 ・早期更新に係る準備費用 ・性能保証に係る費用 ・維持管理に係る費用 ・法人税など法人の利益に対して掛かる税金 ・税引き後利益 ・その他維持管理を行うために必要となる費用 等

2. サービス対価の支払い方法

設計・施工等のサービス対価は、設備整備費【一括支払分】及び設備整備費【割賦元本分】である「サービス対価 A」と、サービス対価 A の割賦払いに必要な割賦手数料である「サービス対価 B」、維持管理等のサービス対価は「サービス対価 C」で構成される。

各サービス対価については、下記規定により算出の上、支払う。

(1) サービス対価 A 及びサービス対価 B(設計・施工等のサービス対価)

設計・施工等のサービス対価は、整備対象設備（対象校毎）の引渡しを受けてから、維持管理期間にわたり、事業年度の半期毎・年2回の元利均等払いにて分割して支払う。引渡日は、施工期間の令和9年度から令和12年度までの各事業年度の上期分として9月末日、下期分として3月末日とし、各引渡日において引渡しを受けた整備対象設備（対象校毎）に係る費用について、それぞれ維持管理期間終了まで半期毎の元利均等払いで支払う。毎回の支払額の計算にあたっては、事業者より提案のあった割賦金利を用いる。割賦金利は、基準金利と提案されたスプレッド金利（事業者が任意に提案した上乗せ金利）の合計とする。このうち基準金利は、引渡し日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）のRefinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース 15年もの（円/円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利 0%」と読み替えるものとする。なお、入札金額の計算に使用する基準金利は、【2.384%】とする。支払いについては、各事業年度の半期の業務終了後、本市は事業者から請求を受けた日から30日以内に支払う。

引渡日	初回支払い時期※	維持管理期間終了	支払時期※
令和9年9月末	令和9年11月頃	令和26年3月31日	27回
令和10年3月末	令和10年5月頃	令和26年3月31日	27回
令和10年9月末	令和10年11月頃	令和26年3月31日	27回
令和11年3月末	令和11年5月頃	令和26年3月31日	27回
令和11年9月末	令和11年11月頃	令和26年3月31日	27回
令和12年3月末	令和12年5月頃	令和26年3月31日	27回

※各事業年度の半期の業務終了後、本市が事業者から請求を受けた日から30日以内

(2) サービス対価 C(維持管理等のサービス対価)

維持管理等のサービス対価は、整備対象設備の引渡日以降、性能保証期間及び維持管理期間中に行われた性能保証業務や維持管理業務等に係る費用として、半期毎・年2回支払う。支払については、上期分として当該年度の4月から9月までと、下期分として当該年度の10月から3月までの各6か月分を、各半期業務終了後、本市によるモニタリングの後、本市は事業者から請求を受けた日から30日以内に支払う。

別紙 12 設計・施工等のサービス対価の改定方法

1. 対象室数の変更に伴う改定

入札時点で予定されていた対象室数が増減する場合、サービス対価 A の改定を行う。

(1) 改定方法

入札時点で予定されていた対象室数が増減する場合、サービス対価 A の改定を行う。改定後のサービス対価 A の額は入札金額の学校別・費目別内訳として示された様式 4-3 を参考として、本市と事業者で協議を行うものとする。

2. 基準金利に基づく改定

サービス対価 B の改定は、入札金額の計算に使用した基準金利と実際の支払いに使用する基準金利に差が生じた場合、この差に応じて改定を行う。

(1) 改定方法

サービス対価 B の改定は、入札金額の計算に使用した基準金利と実際の支払いに使用する基準金利に差が生じた場合、この差に応じて改定を行う。なお、実際の支払いに使用する基準金利の基準日は、整備対象設備の各引渡日の 2 営業日前の日とする。(営業日とは、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)に定める銀行の休日以外の日をいう。)

基準金利は、Refinitiv(登録商標)より提供されている午前 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA 参照)として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの(円/円)金利スワップレートとし、基準金利に事業者が提案時に提案したスプレッド金利を加えた利率によりサービス対価 B を再計算する。

3. 物価変動に基づく改定

物価変動によるサービス対価 A の改定について、次のとおり行う。

事業者は、サービス対価 A の改定を行うことができる場合には、改定後のサービス対価 A の算定根拠を提出し、本市の確認を受けること。

(1) 着工前における改定

①対象となる費用

設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする。

②用いる指標

物価変動の基準とする指標及び改定する際の基準とする指標は、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築資材物価指数における「都市別・建設総合・建築部門・建築補修・土木部門中分類別指数」の「大阪 一般機械」とする。

令和 8 年 3 月の指標値と令和 8 年 11 月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、本市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

③計算方法

改定の計算式は以下のとおりとする。ただし、 $-1.5\% \leq (b/a-1) \leq 1.5\%$ の場合、サービス対価 A は改定しない。

$$B=A \times (b/a-0.015) \quad (b>a)$$

$$B=A \times (b/a+0.015) \quad (b<a)$$

A：入札時に示された設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用

B：令和 9 年 4 月時点における改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用

a：令和 8 年 3 月の指標値

b：令和 8 年 11 月の指標値

(2) 施工期間中における改定

①対象となる費用

改定する年度の請求日以降の残工事量に対する設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする。

②用いる指標

物価変動の基準とする指標及び改定する際の基準とする指標は、「(1) 着工前における改定」と同じ指標を用いる。

着工前に改定が行われた際の指標値（改定が行われなかった場合は、令和 8 年 3 月の指標値）と、改定する年度の前年度の 11 月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、本市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

③計算方法

改定の計算式は以下のとおりとする。ただし、 $-1.5\% \leq (b/a-1) \leq 1.5\%$ の場合、サービス対価 A は改定しない。

$$B=A \times (b/a-0.015) \quad (b>a)$$

$$B=A \times (b/a+0.015) \quad (b<a)$$

A：前回改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用（改定が行われなかった場合は、入札時に示された設計・施工等のサービ

ス対価の設備整備費のうち対象となる費用)

B：改定する年度の請求日における改定後の設計・施工等のサービス対価の設備整備費のうち対象となる費用

a：前回改定時の指標値（改定が行われなかった場合は、令和8年3月の指標値）

b：改定する年度（令和10年度から令和12年度）の前年度の11月の指標値

4. 消費税法変更に基づく改定

設計・施工等のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

5. その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙 13 維持管理等のサービス対価の改定方法

維持管理等のサービス対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとする。

1. 対象室数の変更等に伴う改定

入札時点で予定されていた対象室数が増減する場合、サービス対価 C の改定を行う。

改定後のサービス対価 C の額は入札金額の学校別・費目別内訳として示された様式 4-3 を参考として、本市と事業者で協議を行うものとする。

2. 物価変動に基づく改定

(1) 令和 9 年度における維持管理等のサービス対価の改定

令和 6 年 12 月から令和 7 年 11 月までの下表に示す指標と、令和 7 年 12 月から令和 8 年 11 月までのそれとを比較し、3.0%を超える変動が認められる場合に、入札提案時の維持管理等のサービス対価の未払い分を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」ー建物サービスー（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$B=A \times (b/a)$ A：入札提案時の維持管理等のサービス対価の未払い分 B：改定後の維持管理等のサービス対価の未払い分 a：令和 6 年 12 月～令和 7 年 11 月の指標の年平均値 b：令和 7 年 12 月～令和 8 年 11 月の指標の年平均値 ただし、 $-3.0\% \leq (b/a-1) \leq 3.0\%$ の場合、改定しない。

(2) 令和 10 年度以降の維持管理等のサービス対価の改定

令和 10 年度以降については、前回改定時の指標（(1) の改定が行われなかった場合は、令和 6 年 12 月から令和 7 年 11 月までの指標とする。）の平均値と、前々年 12 月から前年 11 月までの指標の平均値を比較し、3.0%を超える変動が認められる場合に、当該年度以降の維持管理等のサービス対価の未払い分を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」ー建物サービスー（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$B=A \times (b/a)$ A：前回改定時の当該年度以降の維持管理等のサービス対価の未払い分 B：改定後の当該年度以降の維持管理等のサービス対価の未払い分 a：前回改定時の指標の年平均値 b：前々年 12 月から前年 11 月までの指標の年平均値 ただし、 $-3.0\% \leq (b/a-1) \leq 3.0\%$ の場合、改定しない。

3. 消費税法変更に基づく改定

維持管理等のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4. その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙 14 不可抗力による増加費用又は損害の負担割合

1 空調設備等の引渡し前

空調設備等の全部の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより事業者が発生した合理的な範囲内の増加費用又は損害については、第 12 章（対価の支払い）に規定する対価のうち、設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本事業契約締結時の税率とする。以下同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については本市が負担する。

また、空調設備等の全部の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が生じ、各事由により事業者が増加費用又は損害が生じた場合には、それらの増加費用又は損害の額を全て合計した上で、設計・施工等のサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については本市が負担する。ただし、別紙 15（保険契約）に記載する保険に基づき本市又は事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、本市が負担すべき増加費用又は損害の額に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき増加費用又は損害の額に充当する。

2 空調設備等の引渡し後

空調設備等の全部の引渡し後に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に事業者が発生した合理的な範囲内の増加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理等のサービス対価（消費税等の税率は当該対価の支払時の税率とし、当該年度中に複数回の支払いがあるときは、支払額を合算する。以下同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については本市が負担する。

また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が生じ、各事由により事業者が増加費用又は損害が生じた場合には、それらの増加費用又は損害の額を全て合計した上で、当該年度の維持管理等のサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については本市が負担する。ただし、別紙 15（保険契約）に記載する保険に基づき本市又は事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、本市が負担すべき増加費用又は損害の額に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき増加費用又は損害の額に充当する。

別紙 15 保険契約

事業者又は事業者と契約して本事業に関する業務を実施する者に付保が義務付けられている保険契約は、下記のものとする。事業者又は事業者と契約して本事業に関する業務を実施する者は、事業期間中、以下の条件を満たす保険に加入しなければならない（保険契約内容の詳細は、事業提案書類で記載された事業者の提案内容に基づいて記入する。）。ただし、事業提案書類において以下の条件を超える提案（任意に別段の保険契約を締結することを含む。）が行われた場合には、その提案内容を保険契約の内容とする。

1 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

契約者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	事業者及び事業者から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、全ての空調設備等の引渡し予定日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償対象	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工所用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	1 事故当たり 100,000 円以下
その他	事業者を追加被保険者とする。

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、全ての空調設備等の引渡し予定日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名当たり 1 億円、1 事故当たり 10 億円以上 財物賠償－1 事故当たり 1 億円以上
免責金額	1 事故当たり 100,000 円以下
補償対象	施工工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	事業者を追加被保険者とする。

2 性能保証期間・維持管理期間中の保険

(1) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は事業者から性能保証業務若しくは維持管理業務を受託した者
-------	----------------------------------

被保険者	事業者又は事業者から性能保証業務若しくは維持管理業務を受託した者
補償対象	各業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
保険期間	性能保証業務又は維持管理業務の開始日を始期とし、性能保証業務又は維持管理業務の終了日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上 財物賠償－1事故当たり1億円以上
免責金額	1事故当たり100,000円以下
その他	事業者を追加被保険者とする事。

別紙 16 契約不適合責任に関する保証書の様式

保証書（案）

京都市長 ●● 殿

●●（以下「保証人」という。）は、京都市立学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、●●（以下「事業者」という。）が京都市（以下「市」という。）との間で締結した令和●年●月●日付事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務（以下「主債務」という。）を事業者と連帯して保証します（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において市の義務とされている事項につき、保証人による本保証の条件とします。また、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとします。

第1条（保証）

保証人は、事業契約書第43条（契約不適合責任）に規定する事業者の債務を保証する。

第2条（通知義務）

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

1. 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
3. 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、事業契約に基づく事業者の主債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

1. 保証人は、本保証を解約することができない。
2. 本保証は、事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第 6 条 （管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 7 条 （準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

令和●年●月●日

保証人： ●●

代表者 ●●

別紙 17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく契約書記載事項

工事名：

1. 解体工事に要する費用（直接工事費）

2. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注） ・ 運搬費を含む。

・ 工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
